

平成25年12月森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成25年12月13日（金） 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成25年12月13日（金） 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	伊藤和子	2番議員	小澤哲夫
3番議員	吉筋恵治	4番議員	中根幸男
5番議員	鈴木托治	6番議員	西田彰
7番議員	太田康雄	8番議員	亀澤進
9番議員	山本俊康	10番議員	榊原淑友
11番議員	片岡健	12番議員	小沢一男

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	村松藤雄	副町長	鈴木寿一
教育長	井上啓次郎	建設参事	鈴木雅則
総務課長	杉山真人	防災監	高木達雄
企画財政課長	村松弘	税務課長	松浦慎一郎

住民生活課長	村松也寸志	保健福祉課長	瀧下和俊
産業課長	増田多喜男	建設課長	鈴木可浩
上下水道課長	岡野豊	学校教育課長	大場満明
社会教育課長	大原直幸	病院事務局長	一木進
会計管理者	高木利夫		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 浦上治男 議会書記 鈴木芳明

10 会議に付した事件

- 議案第56号 一般職の職員等の給与の特例に関する条例について
- 議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第58号 森町緊急地震対策基金条例について
- 議案第59号 森町災害見舞金基金条例について
- 議案第60号 森町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 森町町民生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 森町コミュニティ防災センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第63号 森町三倉地域集会施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第64号 森町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第65号 森町大河内集会施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第66号 森町天方生活改善センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第67号 森町一宮地域多目的研修集会施設の設置、管理及び使用料

- に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 8 号 森町体験の里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 9 号 森町公立学校運動場照明施設使用条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 0 号 森町社会体育施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 1 号 森町文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 2 号 森町行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 3 号 森町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 4 号 森町普通河川条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 5 号 森町準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 6 号 森町下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 7 号 森町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 8 号 森町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 9 号 森町病院事業の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 0 号 平成 2 5 年度森町一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 8 1 号 平成 2 5 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 2 号 平成 2 5 年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 8 3 号 平成 2 5 年度森町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 8 4 号 平成 2 5 年度森町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 5 号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について
- 議案第 8 6 号 中東遠看護専門学校組合規約の変更について

< 議事の経過 >

- 議長 (榊原淑友 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
- 日程第1、議案第56号「一般職の職員等の給与の特例に関する条例について」を議題とします。
- これから質疑を行います。
- 質疑はありませんか。
- 4番、中根幸男君。
- 4番議員 (中根幸男 君) 4番、中根幸男です。今回の条例は国の東日本大震災に伴う復興財源捻出のための特例措置等に関連して、職員の給料の減額を実施するものというふうに思っております。
- そこでですね、給料の減額の割合について、職務の級が1・2級にある職員は100分の1、3・4級にある職員は100分の2、5・6級にある職員は100分の2.5と定めてありますけれども、その根拠等についてお伺いしたいと思います。
- 議長 (榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。
- 町長 (村松藤雄 君) 今般の給与の削減等々については、国の方が東日本の震災を受けて、国家公務員は7.8パーセント引き下げたところがございます。
- その中で、地方の給与はどうするかというところが国会でも議論がされたわけがございますけれども、民主・自民・公明の3党協議を踏まえて、衆議院の修正で地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されたいということが付け加えられたところがございます。
- したがいまして、我々としては土台となるのは国との基準になるわけがございます。国がこの7.8を下げたことによりまして、森町のラスパイレス指数、これが従前は国よりも低かったんですけども、国よりも高くなったということがございます。国よりも高くなった比率が102になるという見込みでございますので、国よりも2パーセント分下げなくてはいけないというふうになったところがございます。

まして、したがって、その2パーセントを先ほどご指摘のご質問にあったような割合で下げると、2パーセント下げることができるということで、かつ、これは職員組合とも話をさせていただいて、下げる分については自主的という部分もございますので、この措置については住民の災害見舞金に充てると、したがって、自分のためにもなることですのでご協力いただきたいということで組合との話がまとまりましたので、今般この削減についてのお願いをするところでございます。以上です。

議長 (榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員 (西田彰君) 職員の皆さんにはね、本当に災害見舞金への基金の積立てという方向に減額分が回るということで、有り難いことではございますが、この職員給与の引下げ、先ほど中根議員からも言いましたように、2011年3月の大震災、この以降の引下げの圧力が国からの強まってきたという中で行われるわけですが、なぜ今この時点で行うのか、また、3箇月という、1月から3月までの3箇月という期限付きと、その理由を説明してください。

議長 (榊原淑友君) 町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) まさにこの削減については、地方公共団体において自主的かつ適切に対応するようというところでございますので、先ほど国からの圧力というご指摘がございましたけども、私はそんなに圧力はなかったかと、このように思っているところでございます。

まず、なぜ3月かということについては、国の方は来年の3月をもって元に復帰するというものですから、復帰する以上は我々も下げておく必要がないということですから、来年の3月末をもって元に戻すということではございます。

次に、なぜこの時期かということについては、当然我々も周囲の同じような自治体がどのような動きをするのかということも気になるわけではございまして、それらを見定めて、そして全体の状況を言

いますと、35市町のうちに実施済みが19市町、そして今度の12月議会に対応する所が2町ございます。

そうしますと、21市町が実施するというところでございますし、また、県も国からの圧力というよりも、自分たちの給料を削減して、市町村の地震対策に使ってくれと、こういうことで削減が決められてまして、我々もそういう行為を知らないふりをしてはいられないだろうということで、今般大勢が見えてきたということと、そしてラスパイレス指数が102となることもほぼ推測できたということで、土台の算定が可能になりましたので、今般そのラスパイレス指数が102となったことを踏まえて、我々は2パーセント下げたと、こういうところでございます。

議 長 (榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

7 番、太田康雄君。

7 番議員 (太田康雄 君) この条例の第4条に、ただしということで、森町病院事業の設置等に関する条例第3条に規定する診療施設に勤務する職員については適用しないという項目があるわけですが、この診療施設に勤務する職員というのは、具体的にはどのような職員を指すのかをお願いします。

議 長 (榊原淑友 君) 総務課長。

総務課長 (杉山真人 君) 総務課長です。第3条に規定する職員というのは、主に医師ということだと思います。以上です。

議 長 (榊原淑友 君) 7番、太田康雄君。

7 番議員 (太田康雄 君) 主に医師ということは、他のですね、看護師さんとか技術関係の技師の方等は含まれるのかどうか。

議 長 (榊原淑友 君) 総務課長。

総務課長 (杉山真人 君) 総務課長です。医療職(一)・(二)・(三)ということですので、看護師等も含まれると、そういうことでよろしくをお願いします。あと技師ですね。

議 長 (榊原淑友 君) 7番、太田康雄君。

7 番議員 (太田康雄 君) 職員組合との協議が済んでいるということ

で、今回は自主的にという返納といいますか減額ということですが、その際ですね、この適用されない人たちには問いかけといいますか、減額をしますかどうかというような問いかけが行われたのか。

それと、職員組合の方で、医療職の方々が職員組合に加盟しているのかどうかということもありますが、その辺で職員組合として不公平感というようなものはなかったかどうか、その点をお願いします。

議長 (榊原淑友君) 総務課長。

総務課長 (杉山真人君) 総務課長です。まず組合に加入している職員というのは、主幹以下ということです。ですからここでいいますと1級から4級までの職員が組合に加入しております。それとあと行政職、行(二)の職員、用務員とか学校職の職員が組合の方へ加入しておりまして、組合とは協議を進めたわけですが、組合に加入していない職員といいますと病院の職員、それから管理職、それ以外の職員についてはすべて加入していると思われまますので、当然医療職も加入しておりません。そういった職員には12月2日の課長会議等でお知らせしたところでございます。以上です。

議長 (榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

11番、片岡健君。

11番議員 (片岡健君) 片岡です。今森町のラスパイレス指数が102ということで説明がありましたけども、県内の市町それぞれラスパイレス指数が多少は異なってくると思うんですけども、すべてといいますか、大体足並みを揃えて他の市町も2パーセントということで理解してよろしいでしょうか。

議長 (榊原淑友君) 町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) ラスパイレス指数は25年度についてはまだ公表されていません。したがって、自分の町は自分のところで計算をして、そしてこのような数字で間違いございませんかと内々確認をして出た数字でございますから、25年のラスパイレス指数がどう

なっているかについては、私どもは承知していないということでございます。

それから、ラスパイレス指数、森町は102でございますけども、他の町はどうかということについては、不交付団体については当然国が下げる前については100を超えているわけですし、また、国が下げる前の指数において、森町よりも低い町もございまして、結構ばらつきがありますので、現段階で資料といっても手持ちございせんけども、24年度に限ってはラスパイレス指数は提供することができますので、もし必要ならば資料提供いたします。以上です。

議 長

(榊原淑友 君) 11番、片岡健君。

11番議員

(片岡 健 君) そうしますと、21市町が県内で下げることになっておりますけど、それぞれ多少の下げる差があるというふうでよろしいでしょうか。

議 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長

(村松藤雄 君) 下げる下げ方として、うちは国の100に対して超えている分を下げるという手法を取ったわけですけど、そのように100を超えているところを下げる所もございまして、また独自の基準で下げている所もございまして、また、国の下げ幅を活用して下げる所もございまして。その下げ方についてはある程度下げる自治体の判断で行っておりますので、一律の基準だということではございません。ただ、下げるに当たっての考え方は、それぞれの市町が整理をして臨んでいるということでございます。

議 長

(榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(榊原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第2、議案第57号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(榊原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第3、議案第58号「森町緊急地震対策基金条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員

(西田 彰 君) 森町緊急地震対策基金条例でございます。

この基金が25年から27年、期限付きと、さらに残額がある場合は返金ということでございますが、つまり、何もしなければ全額返還、返金しなければならないということでしょうか。

また、基金の活用、当然基金として積み上げて、災害に対して使うということですので、活用の計画というものがされているのか、また、計画がないのであればどのようにこれを活用していくのか考えているのか。

議 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長

(村松藤雄 君) まず基金は、27年度まででございますし、また、残額があるときには当然返還する。これは交付金をですね、具体的な積算に基づいてそれぞれの市町村に交付したわけではなくて、ある程度県が大雑把に、言い方は悪いですけど大雑把に計算をして、枠で各市町に交付していただいたお金ですから、当然残金があれば返還するのは当たり前のことだと、このように思っております。

町としては、この75,000千円についてはすべて使い切るつもりでございますし、できればこの増額を要望して参りたいと、このように思っております。具体的な計画はということですが、県はこの75,000千円について今後具体的な歳出計画を市町に求めてくるかと思っておりますので、それらを踏まえて我々は提出をしていきたいと、このように思っております。

ただ、単純に考えますと、今平成25年度においても県の方からこの地震対策に頂けるお金が26,000千円程度を予定しておりました。

これは森町がそれだけ地震対策をやっているということでございますし、これを3倍すればですね、75,000千円はやや超えるわけでございます。ですから、この75,000千円が特別大きなお金だとは思っておりません。ただ、海岸を有する市町については、海岸を守るためのいろんな事業がございますので、そういう所についてはある程度の枠がいつているのではないかなと思いますけども、その部分が幾らいつているかについては私は承知しておりませんので、とにかく森町に頂いた75,000千円については、そんなに大きな金額ではないし、できればこれを使いきり、更にその増額を出して、県の方をお願いをしていきたい、このように思っております。

議 長 (榊原淑友 君) 6番、西田彰君。

6番議員 (西田 彰 君) もし、大体のこういう計画でっていうものがあれば、教えてください。

議 長 (榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) 現在ここで具体的に申し上げる計画はございませんので、今後煮詰めた段階で議会にも諮っていきたくと、このように思っております。

議 長 (榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (榊原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第4、議案第59号「森町災害見舞金基金条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員 (太田康雄 君) 今回は職員の給与の減額分プラス増額の町費をもってこの基金に積み立てるわけですが、この基金は災害見舞金の支給に要する経費に当てるためということで、その設置の目的が定められているわけですが、まずこの災害見舞金の支給という事態が発生した時には、この基金を取り崩して充てていくということ

でよろしいでしょうか。

それから、今後この基金への積立ての原資というものがどういうものが考えられるのか、その点をお願いします。

議 長 (榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) まず、この基金の使い方ですけれども、災害見舞金条例に規定する災害が発生して、見舞金を支給しようという事態になった時には、当然この基金をまず充当していこうと、このように思っております。平成25年3月にお願いして、この災害見舞金を作らせていただいたんですけれども、見舞金の水準としては周辺市町よりもある程度充実したものにしたつもりでございます。

ただ、この前提として、この災害見舞金が国等の災害対象にならないと、国から見舞金が出た時には支給しませんよということに限定しておりますので、局地的な部分的な災害、あるいは火災ということになってこようかなと、そうなりますと、この基金の額がこの程度で足りるのかどうかというところについては、もう少し推移を見て積み増しが必要かどうかというふうには思っています。

ただ、将来的には私はこれプラス災害見舞金が出るような災害であってもですね、いったん出るまでには時間が要しますので、この町の災害見舞金で支給をしておいて、国の見舞金が出た時にはその出た分を差し引いて被災者に支給するということも、次の段階としては必要なことなのかなと。

だから、現実には東日本の震災を受けた時に、被災者が被災を受けてからどのくらいで見舞金を受給して、そして生活復旧がやっぱりスムーズにいったかというところをもう少し検証をしていく必要があるのかなと。そうなった時には必要な額はうんと大きくなってきますので、それは私の将来への思いでございますけれども、現段階ではこのような見舞金条例でございますから、この基金があれば足りると、このように思っております。以上です。

議 長 (榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。

日程第5、議案第60号「森町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員 (太田康雄君) この条例は、督促手数料の徴収を廃止するという内容かと思えます。この督促手数料50円というのは、実際には督促状を発送する郵券代、はがき代ということだと思いますが、これを納税者から徴収することを廃止するというと、この費用については町費の方でみるということによろしいでしょうか。賦課徴収費ということになるかと思えますが、ちなみに24年度のこの督促手数料の発送分はどのぐらいの実績があるのか、その点を伺いたいと思えます。

それから、提案理由では、納付の際に金融機関が税務課に照会をするために手間と時間がかかって納税者に不便を掛けているという説明でありましたが、この点はですね、例えば恐らく月末の納期限のものに対して未納付があれば、滞納があれば二十日過ぎに督促状を発送するというような手順になっているかと思えます。

金融機関にしてみれば督促状の加算された納付書をお持ちになれば当然その額でお受けしているでありましょうし、その際には問い合わせることもなかろうかと思えます。問い合わせがあるということは、その二十日前後、あるいは納付日を過ぎて従前の督促手数料の加算されていない納付書を窓口を持ってこられた時に、これを徴収するかどうかということの問い合わせであろうかと思われま

そうすると、それほど件数があるのか、納税者にこれを止めなきゃいけないほどご不便をおかけしているのかというところがやや不明であります。その他の理由というものはあるのかなのか。

それから、この点についてはもう少し金融機関と協議をすれば改善できることではないかなと思えますが、このような督促手数料の

取扱いについて、例えば毎年度金融機関の実務者と協議をする、あるいは金融機関に対して指導をするというようなことをされているのか、その点をお願いします。

議 長
税務課長

(榊原淑友 君) 税務課長。

(松浦慎一郎 君) 税務課長です。ただ今の太田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、督促手数料の50円ということなんですけれども、これにつきましては郵券代という名目にはなっておりますけれども、たまたま今郵券代と同額となっておりますので、そのような形にとられますけれども、本来はこの督促手数料というのは各市町で自由に金額を設定することができます。ですので、県内では60円から200円くらいの間でまちまちでございます。森町の場合は50円でずっと経緯しております。

それから、この50円の督促手数料でございますけれども、これは経費的にはもっとかかるものでございまして、人件費等、それから用紙代、郵送代とか考えますと、とても50円では追いつかないものでございます。

それから、金融機関からの苦情があるということでございますけれども、これは太田議員がご指摘のとおり、納期限が過ぎた場合です、古い納付書を持ってこられた場合に、金融機関の方でちょうど督促状が発行された前後の場合ですと、お手元に届いていない、又は確認をしていないという納税者の方が結構おられます。

はがき形式で督促状を送っているものですから、その督促状に気がついてそれを持ってきていただければいいんですが、そうでない場合に金融機関の方に来られますと、まず金融機関の方では督促料を賦課していいものかどうかという確認をいたします。そのためにはお客さんに待っていただきまして、税務課の方に照会をさせていただきます。うちの方で端末を使いましてかかるかからないの判断をいたしまして、また電話でお返ししますので、その間納税者の方は窓口でちょっと待っていただくという形になります。

そこで問題となるのが、まだ督促状が着いていないとおっしゃる方が結構あります。そうしますと金融機関の方では、お客さんがですね、払っていただけない、払わないという形だもんですから、やむなく督促手数料を取らずに、書かずにそのまま納付書の金額の通りの税額を受領いたします。ですので、そういう方につきましては後ほど督促手数料だけの納付書を送るという手間が発生しております。これは窓口に来られた方も同じようにですね、まだ見ていない、確認していない、本当に送ったのかという形でございます、ここでの結構トラブルがございます。

それから、どれくらいの件数があるかということですが、これは各納期ごとにですね、必ず数件ございます。周辺の自治体でですね、この督促料なんですけれども、今県の西部で督促手数料を取っているのは森町と、それから掛川市と袋井市なんですけれども、袋井、掛川ともですね、もう既に督促手数料を廃止する予定で今計画を立てております。浜松市、それから磐田市につきましては、合併以前にもう督促手数料というものがございませでした。ですので、合併と同時にその周辺の地域の合併した市町につきましてもなくなつたという形です。以上です。

議長
7番議員

(榊原淑友君) 7番、太田康雄君。

(太田康雄君) 今1点、金融機関への指導というか協議を行っているかという点について答弁漏れであったかと思っておりますので、その点をお願いしたいのと、県西部では森町・掛川・袋井が督促手数料を徴収していて、掛川市・袋井市とも廃止の方向にあるということではありますが、金融機関の側からすると、森町の町民であっても納める町税は森町だけかもしれませんが、県税もあれば、あるいは他の公共料金もあるということで、いずれの場合も督促手数料については同じような事態が発生するわけで、確認を必要とするという作業はあるわけですが、その点だけだったらもう少し方法によって改善できるところがあるんじゃないかなというふうに考えます。

先ほども言いましたように、督促状が着いたか着かないか、持参したか持参しないかが判断の基準ではなくて、一律例えば二十日を過ぎたら督促手数料を頂くというようなことに徹底をすれば、問い合わせも必要ありませんし徴収漏れもなくなるんじゃないかなと思いますが、その点をもう1度お願いします。

議 長
税務課長

(榊原淑友 君) 税務課長。

(松浦慎一郎 君) まず1点目のですね、金融機関との打合せでございますが、これは年に1回出納室の方でやっておりますのでそちらの方で確認をさせていただいております。それで、そのような依頼もさせていただいております。

それから、国税・県税等につきましては督促手数料がございません。あるのは地方税だけでございます。

それから、もう1点ですけども、近隣の市町でやってないというのが一番の理由なんですけども、滞納整理に行きますとそこのですね、比較されます。浜松とか磐田の方行きますと、なぜ森町は付いているんだと、逆にですね、そちらの方で突っ込まれてきます。菊川もそうなんですけども今廃止を検討してるというのはその問題が非常に大きいということになります。以上です。

議 長
7番議員

(榊原淑友 君) 7番、太田康雄君。

(太田康雄 君) 県税・国税には督促手数料ないということですが、公共料金の場合はですね、期日を過ぎるとそのまま納付を受けていいかどうかというような確認をしているかと思います。

それでこの理由がですね、納税者にご不便をおかけしているから廃止をするということではありますが、そうではなくて、徴収側から徴収がしやすいとか、あるいは手間が省けるとかということならば、もう少し理解はできるかと思いますが、納税者に不便を掛けているから本来頂くべきものを頂かないというのではなくて、徴収する側があると手間がかかるとか、あるいは滞納整理に支障を来すということであれば、滞納を少しでもなくすために廃止を、これが仕様になっているということであればもう少し理解はできるんですが、そ

の点どうでしょうか。

議 長 (榊原淑友 君) 税務課長。

税務課長 (松浦慎一郎 君) 税務課長です。太田議員ご指摘の、今回の条例改正の理由でございますけども、納税者に不便を掛けている点は実はあります。というのは、督促手数料ですね、未払だというように分かった時点で、その督促手数料を払うためにですね、わざわざ金融機関の方に出かけていただくという、それが非常に不便でございます。

その不便さが逆に怒りを買ってですね、何で50円を納めるためにわざわざ仕事を休んでいかなくちやいけないんだということでございます。ですので、結果的にはうちの方の徴収率の問題も絡んできますけれども、不便を掛けているという主な理由はその点でございます。以上です。

議 長 (榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

9 番、山本俊康君。

9 番議員 (山本俊康 君) 今回のこの条例の一部を改正するものについて今話があったとお理解はさせていただきましたが、この中で附則第2条の中にですね、ずっと文言が書いてございますが、督促手数料について適用し、平成25年度分までの督促手数料についてはなお従前の例によると、こうあるわけですが、26年度以降のものについては、この督促手数料を廃止すると、が、しかし25年度分までのものについては従前どおり、この解釈についてご説明を頂きたい。

議 長 (榊原淑友 君) 税務課長。

税務課長 (松浦慎一郎 君) 税務課長です。ただ今の山本議員のご指摘ですが、附則で26年4月以降に発送する督促状にかかる督促手数料はかからないということで、それ以前のはですね、実は督促手数料だけの未納というものはございません。すべて延滞金、それから滞納税が全部絡んでおりまして、それと一体として徴収させていただいておりますので、実際に督促手数料50円だから未納というケースはありません。

ですので、徴収側としてはこのところはここではっきりと区切りを付けたいということで、附則の方で新しくかかるものについては督促手数料をかけないという形にさせていただきました。以上です。

議長 (榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。

日程第6、議案第61号「森町町民生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第16、議案第71号「森町文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」まで、議案11件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員 (西田彰君) 今回行政管理の施設を使う場合に、使う人たちは使用料を払うわけで、それに対して消費税がかかるわけです。そして、8パーセントに上がるということで、金額も上がるということですが、この行政管理の施設の使用料というのは、消費税も含め徴収はするんですが、実際には納めないということですが、このこと、納めない理由、これを説明願います。

議長 (榊原淑友君) 町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) まず、消費税を納めない理由はということですけども、元々消費税法が作られたときに、そのような仕組みになっているわけです。ですから、消費税法を見ていただければ書いてございます。

なぜ納めないかということについては、消費税法の第60条第6項を見ていただきますと、そこにはっきり記載がされております。この消費税法の第60条第6項を読ませていただきますと、「国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、第30条から第39条までの規定によりその課税期間の課税標準額に対する

消費税額から控除することができる消費税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、当該課税標準額に対する消費税額と同額とみなす。」ということですね、まずは必要な経費として控除する額が、消費税額と同額控除できますよということによって、結果において納税義務が発生しない。こういうことで納める必要がないということでございます。以上です。

議長 (榊原淑友君) 6番、西田彰君。

6番議員 (西田彰君) 実際ですね、それぞれの施設、使用料を払うという機会は、他の市町から来て、例えば商売を、そこで何かを販売する、利益を上げるとか、また、利益はないですけど他の市町の方が森町へ来てここを使いたいという場合には払うというのがほとんどだと思いますが、その使う頻度というものは非常に少ないように思うんですが、そういった中で、やはりこれを徴収、消費税を掛けながら徴収をしなければならぬかなという気持ちもございしますが、その辺はどうでしょう。

議長 (榊原淑友君) 町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) まず議員、消費税を勉強してください。

要するに消費税はですね、どういうものに掛けるかということが決まっているわけです。我々の裁量によって掛ける掛けないが判断できないわけなんですよ。当然、消費税を課さない以上は、それは消費税は掛けたものとして計算されてしまいます。

まず、消費税法の第4条、課税の対象、「国内において事業者が行った資産の譲渡等には、この法律により、消費税を課する。」と、こうなっているわけですね。じゃあ事業者というのは誰なのかということになるわけです。これは消費税法第2条で、「事業者 個人事業者及び法人をいう。」と。ご承知のように地方公共団体は法人でございますから、ここで市町は事業者として認定されて、法人税を納付しなければいけない義務が課せられています。

資産の譲渡等というのについてはですね、事業の対価として行われる資産の譲渡及び貸付け、要するに使用料ですよね、並びに役務

の提供、こういうものを言いますよということについてですから、行政財産を使用料として頂くということについては、消費税法で課税しなさいと、このように決まっているわけです。

我々は地方自治法でもって地方公共団体は法律遵守の義務がありますから、当然消費税法を無視して事業を執行することはできないということですから、これはまさに消費税法を作ったときの考え方で今ここにきておりますので、是非そのところをご理解ください。

議 長 (榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

4 番、中根幸男君。

4 番議員 (中根幸男君) 4 番、中根幸男です。1 点ご質問させていただきます。今回の改正は国の消費税率の引上げに伴っての改正ということでございますが、5 パーセントから 8 パーセントに引き上げられたということで、使用料等のですね、影響額がどの程度になるか、分かりましたらお知らせをいただきたいと思います。

議 長 (榊原淑友君) 企画財政課長。

企画財政課 長 (村松 弘君) 企画財政課長です。ただ今の影響額でございすけども、平成 25 年度の決算はまだ出ておりません。それから、平成 26 年度の予算についてもただ今編成中でございますので、仮にですね、平成 24 年度の決算額で試算してみますとですね、収入額で使用料が 400 千円程度差額がでるということでございます。26 年度につきましては、ただ今予算編成中ですので、今後精査していきたいと思っております。以上です。

議 長 (榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

7 番、太田康雄君。

7 番議員 (太田康雄君) 少し、各条例の細かい所ですけどお聞きしたいと思います。議案第 64 号の森町保健福祉センターであります。今回会議室の使用料について改定がされるわけですが、福祉センターの方の利用料についてはいかがでしょうか。入浴、浴室休憩室、また和室、カラオケ等に分かれて使用料が設定されておりますが、そちらの変更はよろしいのでしょうか。

それから、保健福祉センターにはトレーニングコーナーと調理実習室が設けられておりますが、こちらの使用料というものは徴収しているのかどうか。

それから、これは蛇足になるかもしれませんが、町のホームページから公共施設の欄で保健福祉センターを検索しますと、そこに掲載されている地図が大分古いものになっていますので、確認の上更新していただけたらと思います。

それから、第68条、森町体験の里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。体験の里にはテニスコート、パターゴルフ、また各体験の利用料も徴収しているわけですが、こちらについては条例ではテニスコートが1回1時間750円から2,000円、パターゴルフが1回500円から1,700円ということで、指定管理者が町長の承認を得て定めるということになっていますが、今回は改訂の予定がないのかどうか、その点をお願いいたします。

それから、議案第70号、森町社会体育施設に関するところですが、中央体育館の施設の利用料について、条例を見ますとシャワーであるとかピアノであるとかっていうものが掲載されていますが、実際シャワー室を今使えるのかどうか、ピアノが整備されて使える状態で置かれているのかどうか、そのところを。

それと、今回改正になっているわけですが、その辺のところはどうでしょうか。現在の状況はどうでしょうか。以上です。

議長
保健福祉
課長

(榊原淑友君) 保健福祉課長。

(瀧下和俊君) 保健福祉課長です。保健福祉センターの福祉センター部分、要するに浴室とか和室、カラオケの部分になりますけれども、これの部分については今回の引上げをしないということですがけれども、8パーセントの金額での計算をしましても、10円未満を切り捨てますと使用料は変わらない金額になります。つまり、現在の料金が浴室、森町の人大人200円子供100円、和室が200円というような金額ですので、切捨てる部分を使うと、ということなんです。

それからですね、トレーニング室の機械については、ご自由に皆さん健康のために使っていただくようにということで、無料でやっております。

それから、調理室については、貸出しの対象の場所にしていないというようなことで、料金の設定もありません。

それから、地図の関係については、ご指摘ですので更新をするように考えていきたいと思っております。以上です。

議長
産業課長

(榊原淑友 君) 産業課長。

(増田多喜男 君) 産業課長です。議案第68号、体験の里の条例の一部を改正する条例についてであります。今回は体験の里、研修室とイベント広場をそれぞれ108パーセント分に変更するというものであります。

テニスコートにつきましては、1面750円以上1,700円以下というようになっておりまして、現在は平日800円、土日・祝日1,500円というふうになっております。この額の範囲内において指定管理者があらかじめ町長の承認を受けて定めるということになっておりますので、変更しても1,700円以下には収まるというふうを考えておりますので、今後であります。この中で検討していきたいということでもあります。

パターゴルフにつきましても、テニスコート同様に500円以上1,700円以下となっておりまして、大人1,200円、子供600円というふうになっております。値上げしても同じようにこの中に収まるというふうに思われます。

また、体験施設の利用料金であります。それぞれ一人当たりの経費等によって算出するようになっておりまして、実際にはですね、近隣の同様施設の価格等を踏まえて、経営面も考慮して決定しているという状況であります。陶芸の手ひねりを例に取りますと、1,700円ということですが、これは過去15年間据置きをしている金額になっております。近隣でいいますと、駿府匠宿の陶芸手ひねりというのは2,000円というふうになっておりますし、今回8パー

セント、また10パーセントへの変更を踏まえて少し検討していくべきではあるかと思っておりますけども、金額についてはこれから決めていきたいと、そんなふうに思っております。以上です。

議長 (榊原淑友 君) 社会教育課長。

社会教育課長 (大原直幸 君) 太田議員の質問にお答えいたします。体育館のシャワー室でございますけども、現状今ちょっと使用に耐える状態ではありません。ピアノにつきましては、調律さえすれば使えるという状態で置いてあります。今回につきましては税率の改正に伴う改定ということで、そこまで精査してはおりませんので、また今後考えていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長 (榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

9番、山本俊康君。

9番議員 (山本俊康 君) 今回この消費税増税に伴う関連の条例について今回変更があるわけですが、この中身を見させていただきますと、一般会計、それから特別会計、企業会計、それから指定管理に関する条例等々があるわけですが、特にその中で指定管理についてはですね、コミュニティセンターなんかはそれぞれの地域の連絡協にお任せをするというふうなことで、指定管理料も契約で交わしてあるんじゃないかなと思うわけですが、今回はすべて入ってくるもの、収入となるようなもの、使用料、これについて条例によって住民から使用料を徴収する場合については条例で定めるというふうな中で、今回条例の改正が行われるというふうなことですが、ほとんどすべて収入については町へ入ってくると、歳入の方へ入ってくると。

指定管理の方では、払う方はすべて指定管理の中で管理運営をするためにいろんなものを払っていくというふうなことでございますので、今回はこの条例の中に指定管理料、このものはこの中には変更の中には入っていないわけですが、そういう面を考えた場合に、指定管理料そのものというのはこれから先、契約の中でこの消費税が5パーセントから8パーセント、3パーセント上がる中で、経費の方は、管理者の方は増えるわけでありまして、そうしたものもこ

これから先、来年の契約の中で何らかの形で対応されるのかどうか、そこらへんを少しお聞きしたいと思います。

議長 (榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄 君) 各施設の指定管理料については、その施設ごとに考え方、積算の考え方がございます。1例を挙げますと、例えば電気の基本料は町が持つけども、使用料部分は各指定を受けた側が持っていていただくという部分があったと仮定します。当然基本料についても消費税の値上がり分はあがってきますので、その部分については指定管理料としても見ていくべきと考えております。

ですから、今まで我々が指定管理料の積算の中でその積算項目において、消費税の値上がりによって公共料金等の改定がなされて値上がりする部分等については、その部分は指定管理料として増額をしなくてはいけない、このように思っているところでございます。

議長 (榊原淑友 君) 他に質疑はありますか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第17、議案第72号「森町行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第24、議案第79号「森町病院事業の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について」まで、議案8件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

9番、山本俊康君。

9番議員 (山本俊康 君) 今回この今質疑をさせていただくものについても消費税関連だというふうなことで、これは消費税を8パーセント分の差額の分のものについての使用量の訂正・改正だと、今回今質問させていただくところは定額っていうのですか、消費税をかけた合計の金額で使用料をかけているものについてだということで、理解しやすいように議案がですね、順序良く出ているなというふうに見えるわけですが、今までの消費税、3パーセントが導入されたのは

平成元年、そして3パーセントから5パーセントに導入されたのが平成9年というふうに承知をしておりますが、その時の平成9年の時の議案も見させていただきましたが、今回のこの議案の出てくる順番と、前回のものと、多少順番が入れ子になっているものがあるわけですが、この条例というのは古い順に議案として出てくるのかなというふうに思っていたわけですが、今回は分かりやすく課ごとに、また消費税をかける、そして本体全体で金額で出してくるその条例ごとに分けていただいておりますので分かりやすいわけですが、この本来条例として、議案として出すものについて、何か一つの基準っていうのですか、そういったものがあって出されているのか、そこらへんについて少し、分かりにくいもんですから、分かったらお知らせをいただきたいと思います。

議長
総務課長

(榊原淑友 君) 総務課長。

(杉山真人 君) 総務課長です。平成元年、9年の議案の提出につきましては、私ちょっとどのようになっているかというのは、この場ではちょっと申し上げにくいのですが、まず1点目といたしましては、条例の提出順番につきましては特別の決まりはないということにして、近隣の市町もバラバラでございます。出し方は。

森町では近年ですね、条例の提出順番につきましては、議案の審議を分かりやすくするために、編成順、いわゆる課ごとに順番に提案させていただいてます。

今回の場合はですね、消費税ということで、まず審議がしやすいようにということで、表になっている、定額の部分をまず出させていただいて、次に率の改正部分をまとめて出させていただいたと。

もう1点、議員が申し上げたとおり、古い順というお話がありましたが、この中では課ごとで提案して、なおかつ古い訂正順で提案をさせていただいておりますので、そこは理解いただきたいと思います。

なおですね、水道事業についてはですね、公営企業ということで、あえてですね、分かりやすく上下水道課の一番最後に提案をさせて

いただいたと、このような状況でございますので、審議のしやすいように並べてありますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長

(榊原淑友 君) 9番、山本俊康君。

9番議員

(山本俊康 君) 森町は大変やさしい町だなと、つくづく今思ったわけですが、それから今度は議案75号、森町準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例について、この条例ですが、この条例は平成12年森町条例第3号というふうに書いてあるわけですが、他のものを見ると大体消費税が変わろうとする時のもの、既にあった条例について載っているのもあるわけですが、指定管理ですと大体平成17年の時に指定管理ができましたので、その時のものというふうなことでおおよそ分かるわけですが、それから平成9年以降、消費税変わったその以降にできた施設等々のものについては、そのできた時の条例というふうなことで載っているわけですが、今回この準用河川については、その前の条例は普通河川、これについては昭和46年、これ以前からこの当然普通河川については河川としてあるわけですので、この46年だというふうなこと、普通河川という条例ができた時からだと思いますが、準用河川も以前からあったように思うわけですが、なぜこの平成12年というふうな時にこの条例がですね、できているのか、そこらへんについて、もし分かりましたらお願いをしたいと思います。

議長

(榊原淑友 君) 建設課長。

建設課長

(鈴木可浩 君) 建設課長です。森町準用河川流水占用料等徴収条例は、議員ご指摘のとおり、平成12年4月1日からの施行となっております。それ以前につきましては、森町準用河川管理規則というものがあまして、その規則に従いまして、この占用料を徴収しておりました。そして、平成11年7月に地方分権一括法が成立しまして、準用河川における占有料等の徴収については自治体が条例を定めることとなりました。したがって、平成12年4月1日からこの地方分権一括法が施行されることとなったため、それまで

の規則を廃止しまして、新たにこの徴収条例を定めまして、平成12年4月1日からの施行となりました。以上です。

議長 (榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員 (西田 彰 君) 議案72から79号でございますが、この中では、道路の使用料、河川の占有料でございますが、私ここで消費税ですね、不公平性、弊害を述べるつもりはありませんが、この占有料に関しましてはですね、消費税の通達という形で6の1から6、6の1項の6目、また、6の1から7というところで通達の中で徴収、非課税でもいいということがうたわれているわけですが、この道路の占有料、河川の占有料、これは非課税でいいのではないかと思います。どうでしょう。

議長 (榊原淑友 君) 建設課長。

建設課長 (鈴木可浩 君) 建設課長です。今議員ご指摘のとおり消費税法の第6条を見ますと、非課税について書かれております。道路占有、河川占有の消費税については、原則非課税となっております。ただし、占有期間が1箇月未満の場合の占有につきましては課税の対象ということとなっております。ということで、実例を言いますと今はほとんどが非課税扱いとなっております。以上です。

議長 (榊原淑友 君) 6番、西田彰君。

6番議員 (西田 彰 君) そうすると、これに当てはまるものは1箇月未満の申請が出た時に当てはまるためにこの条例が改正されるということでしょうか。

議長 (榊原淑友 君) 建設課長。

建設課長 (鈴木可浩 君) 建設課長です。議員おっしゃったとおりでありまして、1箇月未満の占有、いわゆる一時占有といいますけども、例えば道路占有で言いますと仮設の囲いとか、足場とか、何かしらを一時的に道路に設置する場合とか、河川の一時的占有で言いますと数日間、一箇月未満の仮橋を架けるとか、小さな水路に何かしらをやる場合とか、そういったものが一時占有に当たるかと、そう

いった場合は消費税の課税の対象になるというふうに理解しております。以上です。

議長 (榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。

しばらく休憩をします。再開を10時45分から行います。

(午前10時35分 ~ 午前10時45分 休憩)

議長 (榊原淑友君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第25、議案第80号「平成25年度森町一般会計補正予算(第4号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、小沢一男君。

12番議員 (小沢一男君) 2点ほどお願いしたいと思います。

ページ14ページのですね、保健福祉課に関わる高齢者活動推進費2,000千円と、18ページ0001の産業課に関わる森町茶業振興協議会補助金で2点ほどお教えをいただきたいと思います。

まず、この14ページの高齢者活動推進費でございます。県の補助金、地域支え合い体制づくり事業を受けて、高齢者活動推進費の補助金・交付金が2,000千円で、これは大変素晴らしいことだと、本当にいいことだなど、このように私も大賛成でございます。ですけども、一つ疑問がございます。

これは国がですね、介護整備臨時交付金を受けてですね、国も単年度で、確か22年度の補正予算で、実際県が事業を始めたのは23年度ということでございます。そういうことで事業が始まってから、県が建物整備を始め、ハード・ソフト両面で町に補助金として配分すると、このように2,000千円が出ておりますけども、まず1番心配することはですね、単年度でありますんで、25年度限りで国はこのような言っているわけですけども、それはそれと置いてですね、私のような凡慮の考えで申し訳ありませんけども、第1点、2,000

千円はですね、建物、森の居場所づくり拠点事業補助金と、食事づくり隊活動事業補助金の二つに分かれて1,000千円ずつなんですけども、この建物が必要でありますけども、この建物というのは買取りなのか、あるいはもう少し具体的にですね、1,000千円の使用についてご説明をいただきたい。

もう1点はですね、この居場所づくりということでございますので、スタッフとかですね、また、こういう居場所づくりには、資格を持った人がいないのかどうか、そういう点をお願いしたいと思っております。

また、この食事づくり隊、複数人数になろうかと、このように私は理解しております。食事ですと、特に高齢者対象でございますので、特に栄養士の資格が必要ではないのかなど。というのはですね、高齢者というのはノロウイルスとかですね、そういうものが心配されるわけで、これからは流行の季節、いつも流行は流行なんですけども、非常に衛生面が心配されるわけですので、そういう部分のこの1,000千円をどのように使っていくのかですね、そういう点をもう少し、事業を具体的に取上げてお教えをいただきたいなと思っております。

先ほど言いました、国は今年度限りと、25年度限りで打ち切りですよと、このようにも伺っておるわけでございます。こういう中で、例えば国が打ち切ると今度は県も打ち切りましようとなっちゃうと、町がこの2,000千円か、これからはどうなっていく分かりませんが、町は単独事業としてこれを続行していくのか。

もう1点はこれを高齢者が居場所をとということで、寄り合う所だという、このように私は単純に思っておりますけども、この居場所づくりを拠点化していく計画は、例えば国がやめても、国は当然やっていたら県もやるという中で、ハード・ソフトの中で、県が26年度以降もやっていたら、この事業は拠点化していく計画なのか。また、国が25年度で打ち切りですよと、そうすると県も駄目だよとなりますと、この県が駄目でも森町は単独でやっていく、拠点化もして

いけるのか、計画があるのか、この点をまず1点、2点お教えいただきたいなと思います。

もう1点はですね、農業振興事業費、補助金・交付金でございます。5,000千円で森町茶業振興協議会ということで、確か会長は町長がやっておみえになると、この協議会は。

それですね、今年度4月、ちょっと記憶がないですけど、新聞に載っておりましたのは、大会が行われて、本年度事業計画ではですね、遠州森の茶、これをブランド化の宣伝強化という生産推進対策を承認したというのが新聞にも報道されておりました。また、森の茶の特長を生かした安心・安全な良質茶の生産も図ることも大会で決議されたと、これも新聞で報道されておりましたが、関係者はですね、今年の森の茶が生産量は増えたよと、だけども一昨年より増加したけども茶価は低迷したというように一部の大会へ参加した人が言っているということもお聞きしたわけでございますけども、予算はですね、この5,000千円、森の一般会計からの持ち出し分は5,000千円で、なかなかのお金でございますけども、これが農協の天方支所の倉庫の中にあら茶の製造機械を導入していくということで、森町で採れたお茶を製造すると聞きました。

そういう中でこの5,000千円以外に、どのぐらいのお金が全体的にかかってくるのかという点と、あとですね、これは直接予算とは関係ないで誠に申し訳ないと思いますが、関連性はあると思いますので、もしよろしかったお教えいただきたいと思います。

というのはですね、機械導入で今生産者が大変ですけども、将来後継者問題がこれでこの機械を入れて森の茶のブランド化の強化を図っていけば、問題がどのような解決方法が後継者作りができていけるのかとかですね、耕作放棄地も森はお茶が一番多いという認識を私は持っておりますけども、これによってですね、茶の生産によって、製造機導入によって、森の茶ブランド化を進める中で耕作放棄地がですね、どのぐらい減って、耕作地にしていけるか、その計画性はこの中であるのか、この点お聞きしたいと思います。

議 長
保健福祉
課 長

(榊原淑友君) 保健福祉課長。

(瀧下和俊君) 保健福祉課長です。まず最初に、建物は買取りかどうかというご質問ですけれども、持っておられる方から借用して使わせていただくという形にしております。

1,000千円の補助金、森の居場所づくり拠点事業補助金1,000千円ということなのですが、どんなふうに使っていくかということですが、これにつきましては、建物がこの居場所として一応の形が整うようにというような意味合いでもって、若干の改修や消耗品も必要ですので、そうしたことを行って参ります。食事づくりも関わってきますので、それに関するもの、具体的に申し上げればパソコンだとか机だとか、掃除機だとか、弁当箱、ガス炊飯器、冷蔵庫、電気ポット、こんなものがやっぱり必要になりますので、そういうものを買う経費に充てていくということです。

それから、スタッフがというようなことですが、これは保健福祉課の方で一つの事業としてやっております元気もりもりサポーターの養成事業というものがあって、それを受講していただいた方が27人ほどおります。その中で特にやってくさるといふ方が20人ほどおりますので、そうした方が意欲を持ってやってくさるといふようなことですので、その方たちにお願いをしていくということです。

それから、何か資格を持った人が必要ではないかというようなことですが、特にこんなものをやるよというようなことを特に決めてやるわけではなくて、誰もが無理なく自由に過ごしていただけるようにという形を基本にしておりまして、自由に来て自由に帰られるというような形です。昼食は食べていただける方は昼食は食べたり、お茶を飲んでいただいたりというようなことで、一番の中心はそこに来る方と色々な話をして、元気になっていただくということです。

団塊の世代が増えてくるというようなことがあったり、あるいは地域のコミュニティが希薄になったりというようなことがあって、

なかなか近隣に住んでいても顔を合わせたり話をする機会がなくて、高齢者が閉じこもりがちになるというようなことがありますのでね、こうした場を作って、いろんな方と触れ合うことによって、刺激を受けるなりいろんなことを学んでいただいたりというようなことで、結果的に介護予防に結びついていけばというような趣旨であります。

ですが、皆さんの話合いの中ではですね、軽い体操だとか手芸だとかってというようなこともやっていく中ではね、出てくるかなとは思いますが。あるいはグループでトランプみたいなものだとか、折り紙だとか、将棋だとか、そういうようなことをね、適宜やっていたくのも結構だなというふうに思っております。

それから、食事づくり隊の方も1,000千円の補助金がありまして、この居場所づくりと食事の方はセットです。予算書には二つの形に分けてありますけれども、これは県の補助金の方の仕分の都合で二つに分けたということですがけれども、内容的にはセットになっておりまして、本町の空き家をお借りしての、その場所で建物が使いやすいようにして、そこで自由に使わせていただきながら、食事も提供していくということで、食事の経費も、1,000千円のものを行うこととなります。

色分けをすればですね、食事に関しては人件費はボランティアでやっていただくのでかからないということで予定をしております。後は光熱水費や食材費、消耗品等もかかりますのでね、そうしたものの、来年3月からスタートをするつもりですけどね、それに伴う準備経費ということでこの2,000千円を頂いて、形を整えていくということです。

来年以降はどうするのかということですがけれども、県の補助金は今年度限りということで2,000千円を頂いて、スタートできるようにするというのですが、居場所づくりということでやるわけですがけれどもね、こういう形のものも、もちろん必要だなと思ってやるわけですがけれども、必ずしもこういう何かを、建物があってという

ことでなくて、例えばグラウンドゴルフやる場所も居場所であるし、あるいはシニアクラブもそうだと思いますし、どこかのお店で食事をするのも人によっては居場所になるかなと。あるいは地域の方で考えれば、それぞれの公民館だとか、どなたかのお宅の、このころで言えば日光浴をしながらというのも居場所になると思いますし、夏でしたら木陰というようなことにもなる。様々な形がありますのでね、様々な形で居場所というような意味合いでやっていただければいいなと思います。今回は一つのモデルケースというような形で、こういう県からも補助金を頂けますので、これでもってスタートしたいということです。

今回のこの補助金の居場所でもってやりまして、いろんなことが出てくると思います。そういったことを経験しながら、これからどうしていくかというようなことを考えていくようになると思います。ですので、更に今後こういう場所をってというようなことは今考えておりませんし、先ほど申し上げたように、いろんな居場所という形がありますのでね、いろんなところに今回のことを契機に発展して、皆さんの介護予防というようなところにつながっていただければなというふうに思いをしております。

それから、食事づくりも一人二人ではなかなかできないというところがありますので、先ほど申し上げたような方々に協力をしていただいてということで作るわけですが、栄養面だとか衛生面の心配があるということですが、栄養の面についてはですね、保健福祉課に栄養士がおりますので、そうしたところと連絡をとりながらというようなことをしていくようになると思いますし、衛生面については保健所の方の講習を聴けば実施できるというようなこともありますのでね、そうしたところをしっかりと聴いて、衛生面には気をつけた形でね、やっていきたいというふうに思います。

それから、1,000千円、まあ2,000千円ですけども、拠点を作る建物の整備をするということと、食事の1,000千円については、食事を提供をして、そこでもって運転経費も捻出してというようなこと

がありますのでね、そういう中で今後は実施していくという形になります。以上です。

議 長

(榊原淑友 君) 産業課長。

産業課長

(増田多喜男 君) 産業課長です。17・18ページの3目、農業振興費の農業事業費、森町茶業振興協議会補助金5,000千円について説明をさせていただきます。

全体事業費はということではありますが、全体事業費は15,000千円を見込んでおります。若干、今までの経過等ですね、緑茶研修施設設置事業についての経過等を少し概要説明をさせていただきたいと思っております。

森町のお茶でありますけども、東日本大震災による風評被害、それから今年4月には凍霜害藻ありまして、森町茶業を取り巻く環境、状況は非常に依然として厳しいものがあるというふうなことであります。森の茶を良質茶産地として維持していくためには、一層あら茶加工技術のレベルを高めていくということが必要となっております。

そのような中で、お茶の生産技術の改善と消費の拡大を目的としまして、全国茶品評会、また、静岡県茶品評会というものが開催されて、森町からもですね、毎年数点出品をしております。出品用のあら茶についてはですね、現在袋井市の遠州中央農協茶ピアにて製造しておりますけども、シーズン中は非常に利用が重なりまして、使い勝手が悪いというふうなことで、出品点数も増えないというのが実情であります。このそれぞれの品評会、出品して入賞すれば森の茶のPRにもなるし、商品価値、産地評価も高まるということでもあります。

このためにですね、町内に森の茶独自の品評会出品用のあら茶を製造する緑茶研修施設を整備して、出品件数を増やして上位入賞を目指すというものであります。今回の整備につきましては、茶商組合の森の茶の将来に対する強い危機感のあらわれに、生産者、それから農協が同調して実施する運びとなったものであります。

また、この研修施設でありますけども、緑茶の生産者や茶商の次代を担う後継者同士の研修・交流の場としても活用していくと、そういった面も持っております。

場所ではありますが、先ほどお話がありましたように、遠州中央農協の天方支店構内の農協倉庫を借用して、あら茶製造の35キロライン、使い勝手、使いまわしの良い35キロラインを設置するというものであります。

15,000千円につきましては、あら茶製造機械の購入、中古も含まれますけども、その購入と取付工事費を予算化したというものであります。

事業主体は森町茶業振興協議会になりまして、町が3分の1の5,000千円、茶商組合が組合員の寄附金でまかなった10,000千円を支出いたします。農協は建物と地所を無償提供、そして、生産者につきましては同じく寄附金としてですね、今1,000千円ほど集まっているということではありますが、運営経費にそれを持っていくということで予定をしております。

後継者不足の解決ということのご質問もありましたけども、先ほど言いましたように後継者の研修・交流の場としてもですね、なるかというふうに思いますので、生産者、それから茶商切磋琢磨して腕を磨いていくという場所にもなろうかと思っておりますので、少しは役に立つのではなかろうかというふうに思っております。

それから、耕作放棄地に対する計画性はこの中に含まれるかということではありますが、特にですね、その耕作放棄地の解消というところまではですね、直接は関係はしないかというふうに思われます。以上です。

議 長
保健福祉
課 長

(榊原淑友 君) 保健福祉課長。

(瀧下和俊 君) 先ほど答弁させていただきましたが、もう少し加えてということです。

町は単独事業として今後やっていくかというようなご質問についてですけども、今年度2,000千円の補助金を頂きますので、場所だ

とか実施していく基本的な体制を整えるということで整えまして、来年度以降もずっと続いていくその運営経費につきましてはですね、町としては基本的になるその建物の家賃、それから、火災保険料だとか、そうした保険料というような基本的な部分について、町からも補助で、補助っていいですか、負担をしていくという形で、後、電気代・ガスだとかってというようなところの経費に付きましてはですね、食事の提供の中でまかなっていくというようなことで考えております。以上です。

議長
12番議員

(榎原淑友君) 12番、小沢一男君。

(小沢一男君) なんかちょっと、余り良く理解できないことは、今回は国の補助金、介護基盤整備の補助金で受けて、県がまたそれを受けて配分して、市町村に配分して、けども25年度終わりとなると、県も終わり。けども今度できるのは、今課長のご説明いただきましたけども、今作るのは本町のお宅、家をお借りして、そこを居場所づくりにすると。けども、他のものも、例えばグランドゴルフとかですね、公民館というお話も出ましたけども、今回はこの家を借りて、2,000千円で全部やっちゃいますよと、2,000千円かけてやりますよと。

けども、公民館というのが、町内会ですよ、グランドゴルフというのは、私らもやらさせていただいておりますけども、シニアクラブで大会等々もございまして、シニアクラブに入っていない方もやれるわけですけども、グランドゴルフとなると外じゃんね。それと公民館っていうのは飽くまでも町内会の使用物。そうなってくると、じゃあ今度は町内会の公民館の中でそれを利用して拠点、居場所づくりをやった場合に何かやった場合に、じゃあそこで例えば、そういう食事、あるいはそういう消耗品等の中に、食事・消耗品を買った場合には、補助金かそういう支援金は頂けるのかという点なんですけども。

もう一つは、今度借りたお宅でやった場合に、居場所づくりというのは飽くまでもお世話する人はボランティア。それで無料でやる。

飽くまでも。で、家賃はどのぐらいか。

もう一つは、もし買うとしたら、その家を買うとお金になると町で。したら、どうするのか。今後家主が買ってくださいよと言ったら、じゃあ買いましょうということにするのか。

そういう点とかもう一度ですね、保健士だけで果たして栄養面とかお食事づくりですね、栄養士がいないと、ちょっとやっぱり高齢者の皆さんのお食事は保健士だけで栄養の面と衛生面が保てるのかどうか、ちょっと僕疑問に思うんですけども。特にノロウイルス出た場合に本当にテレビでね、やっているもんですからね、心配なんですよ。だもんですから、特に私自身が高齢者ですので心配になるわけですけども。

こういう点と、もう一つは、健康づくりと、介護予防ということですので、そこのお借りするだけか買う、これからの公民館、あるいは拠点にお借り、今度やるところに、介護予防ですから健康器具をこの2,000千円の中からお買いになれ、もし健康器具が必要とあれば、この居場所づくりで来てくれる人が健康器具欲しいねといった要望があれば、その健康器具もこの2,000千円の中に含めて買えるのか。

あとは、今課長のご説明だと、いろいろの方と付き合うことによって介護予防につながると、いろいろの体操とか健康づくりをやっていたらいいようにございますけども、この中で居場所には、毎日寄って毎日開くのかどうか。その点もうちょっとご確認したいと思っておりますので、ご説明よろしく申し上げます。

議 長 (榊原淑友君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) まず、森の居場所づくりという名前を聞くとは、町内各所に作るようなイメージをお考えになってしまうわけですけども、森町はたった人口2万人でございますので、そして、区域も広うございますから、基本的には各地区ごとにすべてこの居場所を作るという考え方はしておりません。

まずは、このボランティアの、元気もりもりサポーターの人たちが日ごろ活動する拠点の場所が欲しいねということで、町の中心地

に一箇所、その活動拠点となる場所を作りましょうと、こういう発想でございます。で、たまたま県の補助金があるということでございますから、それならば、その補助金を活用してやりましょうと。

当然、県の補助金は来年度以降ございませんので、じゃあこの作った施設をどうするか、今後の維持・管理・運営の経費をどうするかということになりますので、そこの固定的な経費については、今後町が介護保険の地域支援事業等々を活用しながら面倒を見ていきたいと思います。これは、今後予算査定の中で具体的に幾ら見るかということは詰めていきたいと思います、こういうふうになっているところでございますので、まず前提として、小沢議員ご指摘のように、森町に各所活動の場を作るというイメージではなくて、その活動するボランティアの人たちの拠点を一箇所、町内の適当な箇所に作る、そしてその場所が保健福祉センターの近くでございます、見つかりましたので、保健福祉課がいろいろ応援するに当たっても一番便がいいだろうということで、この事業をお願いするようにしたわけでございます。

ですから、その施設は、町が買い取ってというよりも、地主が借家で望んでおりますので、ですから、町が買い取るとなると町の施設になって、指定管理という問題が出てきますけども、その団体が借りる。その団体が借りるお金を町が助成していきましょと、こういう体系で進んでおります。

まだ始めて、これから煮詰める事業でございますから、具体的に細部まで詰まっておりますので、今ご質問のような微に入り細に入りのお答えがなかなかいたしかねる部分がございますけども、大枠としてそのような考え方でいるということでご理解いただきたいと思います。

議長 (榊原淑友君) 保健福祉課長。
保健福祉課長 (瀧下和俊君) 町長の答弁で大体のところはご理解いただけたかと思えます。栄養面について心配だということですけどもね、どこかデイサービスセンターだとか、特養だとかというように、そ

ここで生活全般から管理するというような所ではありませんのでね、昼食を来た時に提供するという範囲だもんですからね、そこまでの栄養面をとというようなことでなくて、バランスの取れた食事というような意味合いのものになるかとは思いますが。衛生面についても、十分に注意する中で、家庭で食事を作っている皆さんですのでね、そういう中で講習を聴きながら作っていくということになるろうかと思えます。

それから、健康器具を買うかどうかということですが、健康器具、結構ちょっとしたものでも高いものですから、ここまでの余裕は今のところ、これからのやっていく、計算していく中でですが、ちょっとないのかなというふうに思っています。

それから、毎日開くかどうかということですが、協力して下さる方々からすれば、できるだけ多い日数をとというようなことを言ってくさっていますけれども、毎日というわけにはいかないと思います。週何回、何日かというような形になっていくと思います。以上です。

議長
12番議員

(榊原淑友君) 12番、小沢一男君。

(小沢一男君) 町長と、ちょっと違うんですよ、僕。申し訳ありませんけど。2万人の地区で非常に小さな町で、広いということですが、やっぱり森は山間地も田舎もございまして、一つ中心地に作ればいいかなって言うじゃなくて、これが段々と広がっていくという可能性も出てくると思うんですね。

そういう中で、将来的には作りませんよというなら作りませんと思いますけども、僕はむしろ高齢者が高齢化が一番森町が進んでおりますので、山間部とか、下とか、そういう拠点づくりも必要ではないかなと、私の気持ちでございまして、ちょっと町長と反比例しますが、そこら辺はどんなふうにお考えですか。

議長
町長

(榊原淑友君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄君) このように、新しく施設を作るのではなくて、そのような地域は既存の施設を活用して、居場所づくりを行う

ことができますので、森町はまずは既存の施設を活用していくという視点でよろしいかと思えます。

議長

(榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員

(西田彰君) まず、7・8ページでございますが、2款1項5目で、基金の積立てということでございます。本当に森町のためにということで奇特な方がございまして、有り難いことだと思えます。

この藤本商会の藤本さん、5,000千円ということで、かなりの金額だと思えます。藤本さんの森町に対する思い、そういったものももしお聞きしておられればお聞かせください。そして、こういうものに使っていただきたい、今回は体育館の基金、そして、森の小学校・中学校の図書を買うということでございますが、お聞かせください。

それから、11・12ページ、2款8項1目の交通安全対策費、施設整備費でございますが、これもですね、寄附ということで非常に有り難いことです。地域・学校関係からの交通安全施設改良の要望は、本当に多く出されております。子供たちが通行される、町民の皆さんが安全に道路を使用していただくということは大切なことでありまして、今回のこの補正、危険箇所上位の方から整備されていくと思えますが、どこを考えておられるか。また、規模はどのぐらいになるのでしょうか。

それから、13・14ページ、3款1項4目、先ほど小沢議員が質問されました老人福祉、高齢者活動推進でございますが、話をお聞きしますと、今あるさわふれ事業に近いものかなと思えますが、こういった場所がですね、私ももっと各地域にできていければ非常にいいかと思えます。そのさわふれ事業に近いのか、全く違うものなのか、それをお願いします。そして、何人の人を受け入れていくのか、また、日替わりで今日はこの地区、町の中ですので、今日は南の方、今日は西の方とか、そういうふうにするのか、その辺をお聞かせく

ださい。

それから、0003、老人福祉事業費の車を買くと、車両を購入するということですが、寄附をされた方のお名前、公表できるであれば公表していただきたいなど、その購入車両はどこに配置されていくのか、お願いします。

それから、19・20ページ、6款2項2目、農地事業費、県事業負担金、この隧道、天宮隧道の関係ですが、これ事業は何年計画であったか、また、今の事業の進捗状況、そして、このように補正をかけるっていう、かけなければならなくなった理由をお願いします。

それから、3項3目、林道新設改良費、町単改良事業、これは天方城跡の関係する事業ですが、展望台が設置される時、この予算の時に、私は寄附以上の一般会計からの持ち出し、また、債務負担まではいかがなものかということで反対をいたしました。既にですね、関連して待避所を5箇所、駐車場を含めると25,000千円以上が投入をされています。事業費が出されています。天方城跡が森町にね、何としても必要だと、これがなければ森町は発展しないというような状況なのかどうかっていう、私今思わざるを得ないですが、その辺、入れる事業費が非常に多くなっていくように思うんですが、いかがでしょうか。

それから、25・26ページ、10款2項1目、学校管理費、修繕費、三倉小を含めてですね、今後も児童の減少が続くと思われれます。抜本的な解決策の検討に入らなくて良いのか、その辺をお願いします。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) まず、藤本さんの寄附の思いはということですが、森の祭りのときに、私藤本さんとお会いして、森町に寄附をしたいというお話を、お酒を酌み交わしながら聞きまして、そのように森をこよなく愛して、そして、森町のために使ってくださいという思いは非常に有り難く受け止めたわけですが、

したがって、まさか具体的にお金を持ってきてくださるとまでは思わなかったんですけども、約束どおり持ってきたよということで、

頂く時にどのような使い方をご希望なさいますかって聞きましたら、やはり森の小学校・中学校の生徒が本を読めるように本を買ってもらえたら有り難いと、後の3,000千円については、何に使ってもいいですよと、ただその時に、雪花石を併せて寄附をしていただきましたので、新しい体育館ができた時に、雪花石等を飾るのに使わせてもらってもよろしゅうございますかって言いましたら、それは有り難いと、このようにおっしゃってくださいましたので、体育館の方に3,000千円積まさせていただきます次第でございます。

それから、天方城の質問がございました。議員、あそこは元々どういう施設かご存知でしょうか。天方城の砦ができたから、色んなものが寄っているわけじゃないんですよね。児童の遊園地にもなり、そして公園にもなり、史跡にもなり、そしてたまたまやぐらができたということでございまして、元々森町の展望のいい所でございまして、史跡を、遊園地を、また公園をずっと守ってきてる、行ってくれば広く、いつも奇麗になっていて、多くの方が訪れてくれているわけですね。行くのにどうしても道が狭隘で怖いと、行きにくいということで、その道を少し、徐々にでも直しましょうと、このように思います。以上でございます。

議長
総務課長

(榊原淑友君) 総務課長。

(杉山真人君) 総務課長です。ページ11・12ページの交通安全施設整備費、こちらのどういう使い方をされるかと、こういうご質問かと思いますが、まず寄附をされた方のご意思とご意向というものがございまして、今年度ですね、今年に入りましてといった方がよろしいでしょうか、三倉地区に死亡事故が多発しております、この八日の日曜日にも西俣から黒田にかけての所で自動二輪が自損で転倒しまして死亡したと。今年度3件死亡事故がございました。その方の意向で、できたら三倉地区に使っていただきたいと、このような意向もございまして、重点的に三倉地区にですね、カーブミラーとガードレールを危険箇所を設置していきたいと考えております。

この寄附をされた方ですが、実は先ほどご質問がありました高齢者の自動車の方の寄附の方とご一緒でして、その方は是非名前は伏せていただきたいと、公表していただきたくないということです。ちょっとこの場での公表は控えさせていただきたいと思います。以上です。

議 長
保健福祉
課 長

（ 榊原淑友 君 ）保健福祉課長。

（ 瀧下和俊 君 ）保健福祉課長です。さわふれとどうかというようなお話ですけれども、さわふれクラブにつきましてはですね、介護保険のサービスを使うちょっと手前の生活機能の状態の方に、介護保険のサービスを使わないような状態にならないようにということで、農協に委託して、それに必要なことをやっているというようなものです。

この居場所はそういうことではなくて、子供から障害者、子育ての方、高齢者まで、どんな方でも自由に来ていただいて、使っていただく。で、そこに来られる方と色々な話をしたり、何か好きなことをやられたり、そうすることによって、人々と触れ合う中で、色々なことを得ていただけるようにということです。

そうすることが生きがいづくりになっていたり、いろいろな人のつながりができて、また新しい希望を持っていただけるということになっていくと思いますのでね、そんなことができればという場所ですので、近く地区の公民館というような方法もあると思います。町長が言ったように既存施設でということがありますので公民館でということもあれば、それはそれでやっていただければいいし、先ほどランドゴルフというようにことも申し上げましたが、あらゆる場所で人が集まって、何か話し合ったり何かをされるということが居場所、そういう場だというふうに思いますのでね、いろんな形でやっていただければいいと思いますので、必ずしも一つの施設の中にこだわってというようにことなくて、というふうに思っております。

車の件ですけれども、住民の方から匿名で寄附を頂いて、これは三

倉でサービスセンターの送迎車の購入をというをということで考えております。以上です。

議長 (榊原淑友 君) 産業課長。

産業課長 (増田多喜男 君) 産業課長です。19・20ページ、2目、農地事業費の0002、県営事業負担金、県営水利施設整備事業負担金の、何年間の計画かということ、それから、補正の2,200千円はどんな内容かということではありますが、この県営水利施設整備事業につきましては、4年間、24年度から27年度までの4年間ということになります。総事業費は111,000千円ということになります。

事業内容ではありますが、天宮隧道、幹線水路の天宮隧道の保守、それから、南部の幹線用水路、ゲートの補修も含まれますが、その分の補修と、それから、頭首工での流量計の設置というのが事業内容になっております。

今回の補正につきましては、天宮の隧道、トンネルではありますが、トンネルについては隧道の補修ということで、特殊モルタルをトンネルの内側、裏込めということでしております。その裏込めの特殊モルタルの量が予想以上に入るということで、空洞が多いと、調査した時点よりも予想以上に空洞が多くて、その分が入るんで、25リューベ分、当初22リューベで見ていたんですが、最終的には47リューベということで、今回その25リューベ分、11,000千円分を補正するということとなります。11,000千円の20パーセント分、2,200千円が町の負担でありますので、今回その分の補正ということになります。

それから、林道、その下の6款3項3目、林道新設改良費の城ヶ平線改良工事ではありますが、町長から話がありましたように、ガードレールの設置、それから、舗装ということで予定をしております。場所については、起点からですね、200メートルほど、今現在工事を行っておりますが、そこからまた上部に200メートルほど上った所があります。以上です。

議長 (榊原淑友 君) 学校教育課長。

学校教育
課 長

(大 場 満 明 君) 学校教育課長です。ページ25・26ページの修繕費に伴います、抜本的な解決策と今申し上げられましたけども、町長の説明の中で、天方小学校複式学級対応の教室の改修費ということで説明をさせていただいておりますので、そのことについてのということだと思えます。

まず、教室の改修費につきましては、来年度天方小学校では2年生と3年生の児童が14人ということになりまして、16人以下では複式学級ということで国で定められております。そういったことで、2・3年生が複式で授業を行う。その場合ですね、教室を一つの教室で行わなければいけないということで、背面のですね、黒板の整備をしたりですね、背面にあるロッカーを撤去したりと、また、照明器具をずらしたりといったようなことで、一つの教室を改修する費用として、1,000千円を計上をさせていただいております。

抜本的な解決策というのはどういったことかということになりますけれども、統合に関してというようなことになると、前の一般質問でもお答えしてありますけれども、現在教育委員会内部です、児童数の推移等を見守りながら検討しているということでございます。以上です。

議 長
6 番議員

(榊 原 淑 友 君) 6 番、西田彰君。

(西 田 彰 君) やはりですね、確かに公園です。そして史跡であり、町を見渡して素晴らしいところである、そして管理も行き届いている、それはシルバーの皆さんがやっていただいたり、ボランティアでやっていただいている方もあると思います。そういった中でね、この施設を作る、展望台を作るときも申し上げましたが、確かにそういった施設であるためにはたくさんの人に来てもらわなければいけないわけですけども、なかなかね、実際に行ってみても距離もあったり、そして、ハイキングで行くべきと私は思うんで、車では余りね、行くのはどうかなと思うところもあります。

一度歩いていったわけですけども、余りね、今後道路を良くしていくってことはあんまり広くしたりっていうのはないと思います

が、余り良くしてしまっていて車が積極的に上がっていくとなると、逆に歩いていくハイキングの皆さん、特に子供たちが、幼稚園の子供たちも時々行くみたいですが、危険が増すのではないかというふうにちょっと考えてしまいますが、現実には余り取り合い道路は良くないと、それは認識しております。

ただ、茶畑があつたりなんだりしますので、道路の改善は必要かなと思います。やっぱり公園そのものは、やはりそのまま維持していく、普段かかる経費でかけていってというのが、私はいいんじゃないかと思います。

昨日たまたまテレビでですね、天空の城というので、その城が余りにも多い観光客が集まりすぎてしましまして、中にちょっと崖から落ちて怪我をしたと、そうしたらいきなり行政が、もう柵を巡らしちゃって、全く景観を壊してしまったというようなことが、たまたま昨日テレビでやっておりまして、なるほどな、余り観光客が集まってしまっても大変なことになるなと見ながら思ったわけですが、天方城はそんなことはまずないと思うんですが、その点ね、今申しましたように、やはり寄附の方の奇特的な気持ちというのは大事にしながら、そして、恐らく前の木もこれからまた伸びてくるということで、また切らなければいけないような時が来ると思っていますので、その都度寄附を頂いてから刈っていくというよりも、逆に基金で、天方城跡基金みたいなのを作ってやった方が、私は有効に使って、さあとという時に使えるじゃないかなと考えますが、どうでしょう。

議 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長

(村松藤雄 君) 今回上り坂の林道の所を直したいというのもですね、現場を見てみますと、一部路肩が決壊をしているんです。通行の危険もあるんです。ですから、1,500千円頂いたんですけども、その部分を直すとすると2,100千円かかりますので、600千円の町からの繰り出しで直させていただいたということでございます。ですから、適宜必要な時に必要な形で執行させていただいている。寄

附者の意向も、どうぞどんな形でもいいですのでお使いくださいというふうに頂いております。

是非、西田議員、林道もそんなに拡幅したつもりはございません。お金もそんなにかけたつもりもございません。かけたのは唯一上り口の住宅があって町道になっていて、その奥に天方城のやぐらがあるうがなかろうが、以前から拡幅したいという所が、地主さんのご理解が得られずに拡幅できなかった所を、お金をかけて拡幅した所でございまして、これは林道、今林道であった所を町道に指定替えさせていただいて、その左側には住宅が張り付いております。だから、天方城に登るということもありますけども、そこに住んでいる方々の生活に利便の方がもっと効果のある道路の改良ですから、そこも是非ご理解いただきたいなと思います。

議長 (榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

1 番、伊藤和子君。

1 番議員 (伊藤和子 君) 1 番、伊藤でございます。簡潔に申し上げます。2 点ございます、お願いいたします。

ページ22ページ、7 款 1 項 2 目、観光施設整備事業費、観光案内標識等設置工事1,460 千円についてでございますが、来年完成いたしますスマートインター近くに設置される標識と伺っております。設置される場所と、どのような内容のものかお伺いいたします。

もう 1 点でございます。ページ24ページ、8 款 4 項 1 目、新東名対策経費の中で、消耗品費1,050 千円、遠州森町スマートインターチェンジ開通式委託料1,890 千円計上されておりますが、その詳細についてのご説明をお願いいたします。

議長 (榊原淑友 君) 産業課長。

産業課長 (増田多喜男 君) ページ21・22ページの7 款 1 項 3 目、観光費0002、観光施設整備事業費の工事請負費、観光案内標識等設置工事1,460 千円ではありますが、これにつきましては新東名のスマートインターチェンジ設置場所、上り線・下り線の出口の所の正面の所2 箇所、茶色の案内看板、著名地点誘導標識ということでありま

議 長
建設課長

すが、その茶色看板を設置するものであります。道路敷、ガードレールの裏側後方に設置を予定しております。以上です。

(榊原淑友 君) 建設課長。

(鈴木可浩 君) 建設課長です。23・24ページ、8款4項6目、新東名対策費、細目0001、新東名対策経費3,166千円、この細目につきましては、すべてスマートインターの開通式典の費用となっております。

昨年の4月17日日付で、新東名と町道との連結について、国土交通大臣の許可を頂きまして、町ではこの2年間、中日本高速道路株式会社とスマートインターチェンジの整備を進めて参りました。そして、来年3月に完成する見込みとなりました。正式な供用開始の日につきましては、来年2月に開催予定をしております遠州森町スマートインターチェンジ地区協議会で決定して参ります。

開通式につきましては、スマートインターチェンジの供用開始の情報提供として最も重要な機会となるとともに、周辺市町に対しても、森町に新たに二つ目のインターチェンジができたことを知っていただけるPRの場にもなるかと思っております。

また、開通式の具体的な内容につきましては、今後中日本高速道路株式会社と協議しながら詰めていくこととなりますが、国・県からのご来賓も多くなると予想しておりまして、120人から150人くらいの規模の式典になるかと考えております。

費用につきましては、式典のコスト縮減と、式典を行ったことによる広報効果のバランスを取るとともに、必要な器具や祭事については、適切にコストをかけて、メリハリのある企画運営に努める必要があると考えております。

開通式予算の内容ですが、需用費からの支出としては、消耗品費としてスマートインターチェンジの完成を周知PRするため、横断幕や懸垂幕を作りまして、目に付きやすい場所に掲げていきたいと思っております。そして、式典招待者への記念品についても用意をしていきたいと考えております。また、印刷費からの支出としては、

開通式次第パンフレットを作って参ります。役務費からの支出としては、開通式開催の通知等の郵便料であります。そして、委託料からの支出としては、開通式典の会場設営などの運營業務の委託料となっております。具体的な内容としてはテントの設営・撤去、あるいはテープカット、エアアーチ、くす玉、司会者などへの費用となります。以上です。

議長 (榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

4番、中根幸男君。

4番議員 (中根幸男君) 4番、中根幸男です。2点ほど質問させていただきたいと思います。

まず、ページ7・8ページ以降ですね、人件費の補正は、4月の人事異動に伴う各科目の過不足の調整と、給料の減額措置に伴う補正ということであります。このうち、給料の減額措置に伴う補正につきましては、推測しますと3,438千円となろうかと思いますが、参考までに、人件費の補正総額としては幾らになりますか伺います。

それからもう1点、歳入の方で1・2ページ、15款2項5目、消防費県補助金、緊急地震津波対策交付金75,000千円ですけれども、3年間分がですね、今年度一度に交付されたということでございます。このうち本年度分につきましては26,058千円ということで、来年度以降の資金使途につきましては今後検討したいということでもありますけれども、現在自主防災組織の可搬式ポンプの更新をですね、順次進められているかと思えます。まずはこれらの可搬式ポンプの更新を是非進めていただきたいということと、併せてですね、前回地域防災訓練等出させていただきまされたけれども、防災倉庫、それからテントもですね、非常に老朽化してきております。更新の時期ではないかなというふうに思いますので、これらもですね、是非今後検討していただきたいと思いますが、ご意見を伺いたいと思います。

議長 (榊原淑友君) 総務課長。

総務課長 (杉山真人君) 総務課長です。中根議員の方から総額、多

分基金の積立額から給与の減額分を割り出しているかと思いますが、一般会計ベースでお答えしたいと思います。まず、給与減額分につきましては一般会計ベースです、2,994千円になります。その他にですね、退職者と新規職員の入替え、それから、休職病気休暇等の減額等、こういったいろいろな要素です、7,291千円減額になります。ですから、今回の一般会計の減額の総額につきましては、10,285千円と、こういうことでございます。以上です。

議長 (榊原淑友 君) 防災監。

防災監 (高木達雄 君) 防災監です。2点目のご質問、交付金の今後の使途、特に自主防ポンプ、あるいは防災倉庫、テント更新についてどうかと、こういうご質問かと思いますが、当初予算でも計上してございますけれども、それぞれのポンプ、あるいは倉庫等につきましては、年次計画を立てまして、三倉北部方面から、ポンプにつきましては、今森町森の半分ぐらいまで来ているという状況でございます。したがって、今後も計画に従って南部の方まで更新をしたいと考えております。また、テントにつきましては今の段階では更新計画を持ち合わせておりませんが、こうした機会ですので、検討、研究をしていきたいと、そんなふうにも思っております。以上です。

議長 (榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

3番、吉筋恵治君。

3番議員 (吉筋恵治 君) 3番、吉筋でございます。お尋ねをしたいと思います。26ページの天方小学校複式学級に伴うクラスの修繕費についてお聞きをいたします。先ほど学校教育課長よりご説明をいただきました工事内容をお聞きしましたけれども、この工事内容で26年から行われる2年、3年の複式学級が、環境として十分機能するというふうにまずお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

議長 (榊原淑友 君) 学校教育課長。

学校教育課長 (大場満明 君) 学校教育課長です。教室の環境でございますけれども、学校側の方とですね、綿密に打合せをいたしまして、

今回の教室の改修については、現在使っている教室を一部屋ですね、複式の、特に学年が違う内容の授業をやる時には、そこを学習室として使うというようなことで考えております。

一般的な学級の、例えば朝の会ですとか夕の会とか、そういったものについてはもう一つの開いた教室を利用しまして、そちらの方で集合して行くと、その他特別教室もたくさんありますので、それぞれの学科に応じて行うというようなことで、学校側も初めての複式学級というようなことで、いろいろと各地の学校に視察に出向きまして、この方式が一番いいだろうというような中で検討をして提案がございましたので、その提案に合わせてですね、教育委員会としては整備をしていきたいということで、環境はこれでいけるのではないかと考えております。以上です。

議長
3番議員

(榊原淑友 君) 3番、吉筋恵治君。

(吉筋恵治 君) 私は今、この2箇月かけて、天方地区の町内会に、この半年間の議会のことをご報告に各町内会に伺っております。先日伺った町内会で、たまたま何か質問ございますかと聴きましたら、現在天方小学校に通学しておられる、該当する生徒の父親から、先月の11月26日に、天方小学校では来年から行われる複式学級についての問題、円滑にできるかどうか、また、父兄の意見も聞きたいということで、模擬の授業をされたということでございます。

それについて、吉筋さんは教育のことについて時々話されるけども、父兄の間では大変不評であるというふうに思っておる。是非そのところをお聞きをしてください、知っていますかということですから、私は11月26日に行われた授業内容は知りませんでしたので、知りません、是非お聞きした上で後日ご報告をしたいと思っておりますということで、今お尋ねをしております。

その時の内容をですね、学校側に伺いましたところ、多少の不安はあるようでしたが、大きな意見は出なかったということでしたけれども、その後奥様方、帰りに会ったときに、あれじゃ駄目だよね

と、ちょっとあれではとても納得できん、そういうふうなことでご主人に話されて、その方が私に是非お聞きしてくださいと、できれば是正をしてください、改善をしてくださいということを言われました。私その後、この十日間ほど、天方小学校へ伺いまして内容をお聞きしました。私行っておりませんでしたので、校長先生と教頭先生にお願いをしまして、その時の内容を教室で一度再現をしていただきました。

これが内容の表なんですが、両方に黒板があります。そこに、この場合は7名と8名です。来年は2年3年で14名ですが、この時は15名です。それを今学校教育課長がお話されたとおりにされたと思いますが、幅が6メートル85センチ、私測ったんですが、奥行きが7メートル80センチ、席を全部きちっと学校教育課長お話のように並べますと、一番後列の背中ほぼぴたりと椅子を出すと当たっちゃうんですね。隣を振り返ると、向こう側を向いている子供がもうここにいる。大人が要するに基本的に通り抜けられない。で、この状況でしかも授業をやった時に、慣れていないせいもあるかもしれませんが、先生ハイハイ、ってやるのと、皆がそっち向いちゃう。それから、話をしたりこうすると、またそっち向いちゃう。それをきってご父兄の皆さん見ていて、あれではちょっと授業に支障があるんじゃないですかということをおられたんだと思います。

私やっぱりですね、複式学級をしていくについては、教育環境をきちっと整えることが必要だと思います。せめて、例えばその距離を少し取れるような智慧・工夫をすることによってね、不安を解消をする必要があるのではないかなというふうに思います。

子供さんを持つ父兄にとっては、不安なことが大変多かろうと思います。子供には平等に教育を受ける権利もあります。それから、当然大人の社会では、子供さんに平等に授業ができる環境を与える義務があると思います。写真も撮って全部してみましたけども、この環境で7人ずつが並んで授業ができる、先ほどいけるかなと課長おっしゃいましたけど、私はいけないと、大変不満がある。まだ3

箇月ありますのでね、是非智恵と努力をしていただいて、是非不安を解消できるようなね、環境をご提供願いたいなということをお願いします。その点についてお願いをいたします。

議 長 (榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) まずは吉筋議員、よく現場に行って状況をつぶさに検証していただきまして、ありがとうございます。ご指摘の点については今後検討いたしまして、予算措置が必要なら3月補正で対応いたしますので、今しばらく時間を頂きたいと思います。

議 長 (榊原淑友 君) 教育長。

教育長 (井上啓次郎 君) 吉筋議員のご質問にお答えしたいと思いますけれども、来年度から天方小学校の2年生、3年生が複式学級を進めるということで、子供たちの措置は学習の進め方が変わるわけでありますので、その辺の事前の準備なり指導なり、慣れさせるという、そういうことも必要になってくるかなと思います。

どうしてもひとつの教室で複数の学年が授業をすることでやると、声が聞こえてきたり、何かあればそちらの方を向いてしまったりと、そういうことも当然起こり得ますので、その辺は子供たちの方に、学習の約束とか、学習の進め方、仕方、そういうのを事前にきちんと説明をし、そして教師には複式授業の進め方を研修し、そして事前の準備をきちっとしていただくということで、早く慣れるという、そういうことも大事かなというふうに思っております。そういう意味で天方小学校では3学期にもう一度リハーサルを兼ねて、模擬授業を行うというふうに聞いておりますので、その辺のところの結果等も考え合わせながら、準備を進めていきたいかなというふうに思っております。

教室の広さ、配置につきましては、人数的に多くてもいっぱいいっぱい、例えば飯田小学校なんかは、もう40人近い数で入っていてもなかなか机の横を通るのにも大変というぐらいでやっているところもあります。そういうところで、教室の広さがなかなか変わらないということもあって、不便を来している面もあるわけですね

れども、実際に天方小学校の14名につきましては、背中合わせになつた場合どのくらいのスペースがあるのか、その辺のところももう一度検証もしながら、学校の意見も聞きながら、また机の配置等も工夫をしていただきながら、いろんなことを進めながら子供たちにとって学習しやすいという状況に一步でも近づけるように努力をしていきたい、このように考えております。

議 長

(榊原淑友 君) 3番、吉筋恵治君。

3番議員

(吉筋恵治 君) 私は昨年まで8年間、村松町長と井上教育長のおおせつかりで、社会教育副委員長と委員長を8年間させていただきました。私みたいな門外漢が少し教育的なことを話すようになった知識も、現場で井上教育長の薫陶があつて、私の教育の考え方は、ほぼ井上教育長イズム、これが土台になつてお聞きをすることが多いと思います。

もう1点お伺いしたい。多くの静岡県の複式学級、いろいろございます。その中で、つまり14名で複式学級をするというのは、複式学級にとっては最大の負担がかかる。これは最大の負担は子供にかかる、それから先生にかかるということでございます。他の複式学級の学校では、正規の先生、もう一人正規の先生が付く場合もある。それから、付かない場合は人数が多いものですから、補助の先生が付くというケースがございます。この件に関して、天方小学校は14名でございますので、今後の4月から施行される複式学級に、現時点で教育委員会はどうのような先生の配置を考えているかということ、もう1点お尋ねをしたいと思います。

議 長

(榊原淑友 君) 教育長。

教育長

(井上啓次郎 君) 教育長です。今のご質問にお答えしたいと思います。複式学級を開級するに当たりましては、これは国の基準で、公立義務教育の小学校の学校編成の基準並びに教職員の配置基準がありますので、それに従って進めているわけですがけれども、静岡県はそれにプラス県独自の加配、加えて配るといふ、加配措置を取っております。

複式学級に関しましては、例えば少人数指導工夫改善の加配というものがあります。これは正規の教職員が配置されるわけです。また、学校の夢実現加配という加配も一つあります。これは正規ではなくて、臨時的に教員が講師として入るといったような例があります。そのほか小学校の専科教員、図工とか美術とか、音楽とか、そういう教科を担当していただく、そういう方の配置もあります。

そういうことで、県へは幾つかの要望を教育委員会から出しております。更に言えば、比較的中学で余裕があったり、小学校で教科が手薄なそういう教科については、近隣の中学校からの兼務で指導をしていただくということもできますので、何らかの形で教職員にとっても、また子供たちにとっても学習しやすいという状況になるように、人的なそういう面での支援を県の方に要望をして参りたい、既にしておりますけど、今確認をしながら、もう一度要望していきたいなど、そのように考えております。以上です。

議長
3番議員

(榊原淑友君) 特別に許します。3番、吉筋恵治君。

(吉筋恵治君) 三倉の小学校でも複式をされております。三倉は二人か三人、二人二人、また三人二人というふうになっております。三倉の生徒をそのまま天方小学校に入れますとですね、このスペースで一列で済みますから、約2メートル35センチから、2メートル50センチの背中同士の間が開きます。大体これはいけるかなと私は思うんです。

先ほど申し上げましたようにね、背中が椅子を引くと両方の背中が当たるような、この環境を是非、できれば2メートルぐらい開けるような智恵と工夫を、私教育委員会はね、8年間いて、大変優秀でアイデアマンも多いし、素晴らしい人材もいますのでね、是非この3箇月で作り上げてもらいたいなというふうに思います。

3年前に社会教育委員長の時に、こういう会議をしました。社会教育を一言で町民の皆さんに質問を受けたらなんて応えるかと。その時こういうふうに話し合いました。すべての人の生涯にわたり、教育の環境を整備し促進するのが社会教育、というふうに、その会

議で話し合っ取りまとめられたと承知しております。是非この点において、この天方小学校の教育環境をですね、それに見合うような充実をお願いしたい、検討をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 (榊原淑友君) しばらく休憩をします。再開を13時15分から行います。

(午後0時15分 ~ 午後1時15分 休憩)

議長 (榊原淑友君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第80号に関しまして、引き続き、その他に質疑がありましたらをお願いします。

5番、鈴木托治君。

5番議員 (鈴木托治君) 5番、鈴木です。先ほど吉筋議員がいろいろ学校関係の方でご意見を述べておりました。今年度も補正予算の中で1,000千円の修繕費等が含まれているわけですが、今昼休みの間に複式学級の様子をいろいろ皆さんで話した中で、非常に複雑な、複雑ちゅうより大変な授業体系だなということを実感したわけであります。

そこで、私は一つの教室の中で背中合わせで二つの学年が授業をするちゅうのは本当に大変なことで、やっぱり雑音もするだろうし、とてもできるもんじゃないと思います。そういう意味で、私はこの学校の修繕を、教壇を二つ作ったりするような修繕の仕方だと思えますけども、二つの教室を背中合わせに使って、両隣で使って、そして教壇が2年生なら、2年生と3年生の教壇を一つの壁で背中合わせにするようなやり方をすれば、一人の先生がこちら行って、その間に3年の方でまたやって、じゃあこれやっておきなさいよっちゅうことで、そうすると行く間の時間なんて5秒か10秒で済んじゃうじゃないかなと思うんですよね。

そういう意味で、そういうための修繕費として使うならともかく、一つの教室の中で集中して授業ができるちゅうことは、私はとても子供なら大変なことだと思いますし、まして大人だってもそういう

ようなやり方をしたときは、やっぱり雑音が聞こえてきて集中できないじゃないかなと思います。

私はこの学校関係に関して、一時連続してこの合併問題について追求したわけではありますが、そういうのも複式学級の異常さっちゅうものを早く私は教育委員会の方でも認識していただきたいと思います。

特に来年度からは、春野町では今の生徒よりはるかに大きい人数の生徒がいる中で一つの廃校になって合併になるっちゅうようなこともありますので、そういうことも含めて、どうですか今言った私の提案っっちゃ提案なんですけど、一つの教室の中で複式学級をやるじゃなくて、隣り合わせの学級の中で、教室の中で先生が行き来しながら、もう一つ空きになって、先生が隣の学年に行った場合は、一人補助員っちゅうか、学校の先生のボランティアで一人来てもらうとかそういうやり方で、できるだけ集中して授業ができるようなやり方をすれば、この1,000千円の修繕費もひよっとしたらもっと多くなるかもしれませんし、少なくなるかもしれませんが、そこら辺の検討はしていただけたら有り難いと思うんですけど、どんなものでしょうか。

議長 (榊原淑友 君) 教育長。

教育長 (井上啓次郎 君) ただ今のご質問にお答えしたいと思います。2学年一緒の授業は確かに大変だなというふうには思いますけれども、いい例は三倉小学校にあります。

最初心配をしていろいろ進めたわけですけど、実際に進めていくうちに声が聞こえるとかいうところはありますけれども、やはり学習を進める上での一つのルール作りをして、そして授業に集中していくということであれば、ある程度自分たちで進めなくてはいけないという場面は必ず出てきますけども、それがまた一人学びというような形になって、否応なく自分でやらなくてはいけないそういう場面があったり、部活動の場面があったりということで、そういう出番が多い、やはり学習の内容も定着しているということがありま

す。そういう意味では、心配されましたけども、三倉小学校については非常に良好な状態にあるかなというふうに思います。

静岡県の場合は14名ですけども、国の基準は16名です。そういう中でやるということで、広さはこれ以上なくてはいけないというような、そういうあれはないんですけども、どの複式校においても、ほぼ一つの教室を使ってやっているというのが実情で、二教室をぶち抜きにしてやるとか言う形での検討はしておりません。ある程度机の配置、その他考えながら、子供たちが余り狭さを感じなくてやれるような、そういう形態っちゅうかね、をまた学校とも相談しながら進めていくということに、今のところはなっております。

そして、学校とは十分連絡を取っておりますので、実際に3学期にもう一度やってみるといようなこともありますし、今までの経過で、こういうことで教室を要望したいといようなことでも、かなり詳細に各校の要望等も検討しながら進めているつもりでありますので、是非ご理解もいただきたいなというふうに思います。

議長
5番議員

(榊原淑友君) 5番、鈴木托治君。

(鈴木托治君) 教育長、少人数で三倉小はやっておるわけですけども、もちろん複式学級やっているんですけど、今度の場合の天方小の場合と人数的にですね、やっぱり相当違うもんですからね、7人7人っちゅうのは本当に最大限、複式学級の最大の人数ということになるもんですから、小学校の三倉小とやっぱり若干それは違ってくるような気がいたします。

それで、私はぶち抜きじゃなくて、二つの教室を壁はもちろん一つで、先生が両方の隣を、裏から出たら今度こっちへ、教壇を背中合わせにするような形でやれば、先生がこっちあなたやっておきなさいという中で今度はこっち行き、こっち行ってすぐ、このようなね、時間の無駄をなくすような教育ができるじゃないかということでやっております。

それで、今度は先ほどの吉筋議員の話では、天方でもう一度3月の3学期に、模擬体験みたいなことをやっておりますのでね、是非

ともね、実際の生徒さんをそのような場で、我々に議員が見させてもらって、その授業を一時間ばかね、やっていただきたいと思いません。そしてそのことによって、いろいろな案がそこで生まれてくるかもしれませんので、是非そういう機会を作っていただきたいなど、このように思いますけど、どんなものでしょうか。

議長 (榊原淑友 君) 教育長。

教育長 (井上啓次郎 君) 二教室を使ってということについては、まだ検討の余地はあるかなというふうに思いますが、今までの所は学校の要望とか、学校で考えている一番ベストな形は、今のところこうだということなので話をいただいておりますので、検討の余地はあるかなというふうに思います。そういう点ではもう一度話もしてみたいなというふうに思います。

3学期に模擬授業をやる予定と聞いておりますので、日にちが分かれば皆様方にもお知らせをして、参加をいただくということは一向に構いませんので、決まりましたらまたお知らせをしたいなど、このように思います。以上です。

議長 (榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員 (太田康雄 君) まず歳出の9・10ページ2款4項1目、住民生活課、戸籍住民基本台帳事務費のうち、諸備品購入費472千円、この内容をお願いいたします。

それから、13・14ページ、3款1項4目、老人福祉費、先ほど来多くの質疑がなされてますが、森の居場所づくり拠点事業補助金、食事づくり隊活動事業補助金合計2,000千円、それぞれ1,000千円ということですが、この内容について、今までにも答弁をいただいているわけですが、運営をボランティアの方たちに団体を作っただいて、そちらにお願いするということではありますが、今年度は県の補助金を活用して、来年度以降は経費は町の方で見っていくということではありますが、いつまでもこれボランティアをお願いをされていていいものなのか。

当然、1,000千円をかけて借家を改造して、この施設として活用していくわけですから、ある程度持続していかなければいけませんし、そう考えるとボランティアの方たちが一生懸命やったださる、その思いは大変有り難いことですが、いつまでもそのボランティアの方たちのお気持ちにお任せしていいものかどうか、これを少しでも有償で行うべきではないかと思いますが、その辺の見通しといたしますか、考え方をお願いしたいと思います。

また、この居場所づくりとしてお借りする建物、ちょうど飲食店のあとですので食事を作ったりするにはいいかと思いますが、また、場所としても保健福祉課から近いということで選ばれているかと思えますけども、あの場所から想定する利用人数ですね、何人ぐらいが利用可能なのか。また、お子さんから子育て世代、また障害者の方、高齢者と、幅広い方に集まっていたきながら交流を深めていただきたいという事業の目的であると説明がありましたが、どのように参加を呼びかけていくのか、また、遠方から来られる方の交通手段といたしますか、そういったものをどのように考えてらっしゃるか伺いたいと思います。

それから、食事づくり隊の方ですけども、ここに集った人たちに昼食を提供するということですけども、先ほどもいいましたように、対象が子供から子育て世代の方、障害者の方、高齢者と幅広いわけですけども、どなたでもこの食事も利用できるのか。また、昼食ということでしたけども、今後の展開としてですね、夕食まで考えられるのかどうか。といたしますのも、単身の方が大分いらっしゃるわけですが、現在はまだ勤務中で、職場で食事をすることもできますけども、もし退職後ですね、そういう方が一人で食事に窮するというような時に、栄養価の考えられた安価な食事が提供できるということであれば、そのような事業も必要ではないかと思えますけども、そのような可能性があるのかどうか、そのところを併せてお願いいたします。

それから、15・16ページ、4款1項4目、生活環境費の新エネルギー

ギー機器等導入促進事業、新エネルギー機器等導入促進補助金が323千円の増額であります。当初予算で800千円、確か25件分というように説明であったかと思いますが、今回この増額補正する323千円は、既に当初予算で計上した補助金を使い切ってしまう見込みで、後何件ぐらいの見込みということで、この額が計上されているのかを伺います。

それから、17・18ページ、6款1項3目、農業振興費、森町茶業振興協議会補助金5,000千円、これについても既に説明をいただいているわけですが、全国品評会にもっと出品数を増やすために、研修施設をとということですが、研修施設というからには、製茶技術、あら茶の製造技術の指導者が必要じゃないかと思いますが、どのような方を想定されているのか。また、この施設を利用するのは、茶業振興協議会の会員に限られるのか。その辺のところをお願いいたします。その下の担い手育成総合対策事業、農地集積協力金1,300千円、この内容をもう少し詳しくお願いいたします。

それから、23・24ページ、8款2項3目、道路新設改良費、町単独道路改良事業の測量設計業務委託料、向天方中央線の早期の整備を目指して、今回3,500千円の測量設計業務委託料を計上という説明でありましたが、どの程度の範囲で現況の幅員と、整備後の幅員をどのぐらいに検討されているのか、また、事業としてはいつごろ完成が見込まれるのか。また、この区間だけではなくて、以前整備されてます中川原線に通じる部分も、当然今後整備が必要になってくるかと思いますが、その辺の今後の見通しについてお願いいたします。

同じく23・24ページ、8款4項6目、新東名対策費、遠州森町スマートIC開通式委託料1,890千円ですが、まだ内容についてはこれから詰めるというようなことだと思いますが、この式典は森町が単独で行うのか、あるいはネクスコと共催で行うのか、その点をお願いいたします。

25・26ページ、10款2項1目、学校管理費、小学校管理運営費、

耐震診断業務委託料541千円、これはどこの学校のどの施設に対しての耐震診断をされるのか。

それから、同じく教育振興費、小学校教育振興費、図書購入費1,000千円、藤本さんからの寄附によって、森小と森中に図書を購入することではありますが、どのような図書を計画されているのか、内容をお願いいたします。

それから、27・28ページ、10款3項1目、学校管理費、中学校管理運営費、耐震補強計画作成業務委託料2,539千円、これは旭が丘中学校の給食棟の耐震補強計画ということでしたが、5月臨時会の1号補正で、旭が丘中学校の給食棟、森中の給食室と、技術室棟の3棟について、IS値が算出してなかったもので、そのIS値を県に報告するために耐震診断を行うということで、1,734千円の補正がされております。その時の町長の説明で、今後耐震補強が必要としてもわずかな耐震補強で済むだろうという説明がありました。また、IS値の数値が出たら、その段階で議会に報告という報告もいただきますが、この報告についてお願いしたいと思います。以上です。

議 長
住民生活
課 長

(榊原淑友 君) 住民生活課長。

(村松也寸志 君) 住民生活課長です。ただ今のご質問にお答えします。最初の10ページ、2款4項1目、細目の0002、戸籍住民基本台帳事務費、諸備品購入費の472千円につきましては、IC旅券用交付窓口端末機を購入するものであります。

これは、最近ですね、旅券の変造や偽造、なりすましによる不正が非常に増えているということで、これが国際的な犯罪組織が、不法な出入国に利用しているということで、特に平成13年に起こりましたアメリカの同時多発テロ以降、テロリストによる悪用が問題視されておりました。それによりまして、平成18年3月20日から、IC旅券というパスポートですね、これが導入されました。このICというのは、パスポートの中にICチップが入っておりまして、その中に主な旅券番号とか有効期間、それから氏名、性別、生年月日、国籍等の他にですね、顔の写真もその中に入っておりまして、皆さんが

パスポートを申請しますと、交付する際に窓口でそのICチップを端末の読取機にかざしますと、その情報がディスプレイに出まして、本人が内容に間違いがないか確認して交付するという形を取っております。

現在使っております読取機につきましては、平成20年9月から旅券の方の事務が県の方から権限委譲されました。その際に県の方から来た東芝の機器を使っております。東芝では既に生産の方終了しておりますして、保守の委託契約も来年の3月で切れるということで、そのために今後保守も見込めないということがありましたので、今回購入をいたしまして、4月までには設置を間に合わせたいと思ひまして、今回予算計上をさせていただきました。

次に2点目の、ページ16ページ、4款1項4目、生活環境費の中の0002、新エネルギー機器等導入促進事業323千円の補正につきましては、当初予算で先ほど議員がお話があったように、800千円の計上をしております。この内訳につきましては、家庭用太陽光発電システムの補助金でありまして、県費の補助を受けられる方、この方につきましては1キロワット当たり5千円の限度額が一人当たり20千円の20件400千円と、県の予算が終了した際、県の補助を受けられない方、この方には1キロワット当たり20千円、4キロワットが限度ですので80千円かける5件の400千円、併せて800千円を計上してございました。今回の補正を計上する10月までの7箇月の実績で、25件ございまして、月当たり3.6件483千円が交付決定を済ませておりました。

現在12月ですけども、残りの5箇月を見込みますと、3.6件ですから、少し多めに4件かける5月ということで400千、それから県費補助を受けられない方、この方は24年度の実績から見ても、もう少し5件じゃなくてももう少し少ないんじゃないかということで、3件を見込みまして240千円ということで、トータルで予想としては1,123千円が予想いたしました。

したがいまして、当初予算との差、800千円との差、323千円を今

議 長
保健福祉
課 長

回補正計上させていただきました。以上です。

(榊原淑友 君) 保健福祉課長。

(瀧下和俊 君) 保健福祉課長です。14ページの居場所づくりの関係でのご質問にお答えいたします。

まず、この予算が付きまして、議決されまして実質的なスタートということになりますので、しかも、団体が運営主体となって運営していくということでもありますので、全部を詳細にお答えするのはちょっとできない段階でもありますので、ご承知いただきたいなと思います。

まず、最初の有償ボランティアというような関係のことですけれども、スタートする時点では協力してくださるボランティアの方も、とにかくスタートすることが大事だねということで協力的なことに取り組んでいただけるようになっておりますが、将来ずっと続けていくことになると、やはりその方たちに賃金というようなことも必要になってきますので、金額は別としても有償ボランティアというような形のことを考えていく必要が出てくるかなと思います。ただ、その辺のところは、収支の状況を見てどういうふうにしていくかというようなことで決まっていくかなと思います。

様々な方に来ていただくように、どう参加を呼びかけていくかということですが、これは町の同報無線だとか広報、回覧等も用いていくようになると思いますし、更に、協力してくださる皆さんもありますし、更に、ボランティアでいろんな関わりもありますのでね、そういう方の口コミでっていうようなこととか、介護保険事業でケアマネさん等も課としてはありますのでね、そういった人たちにも呼びかけていただくというような形でなるかなというふうに思います。

それから、交通手段の、特に駐車場のことだと思いますけれども、保健福祉センターがすぐそばにありますのでね、車に乗ってこられる方がある場合には、センターの方に止めていただいてという形になっていくと思っております。

それから、食事の提供ですが、どなたにでもという形で基本的にはやっていきますが、高齢者や子供さん、若いお母さん、それぞれ好みがあるわけですし、食べれるものがあるということですが、考え方としてはそれぞれの方に提供できる形に物を工夫しながらということになっていくと思いますけれども、今の時点でどんなものを必ずやっていけるかっていうことはちょっと、とにかく努力をして工夫をしていくというようなこととなるかなと思います。

それから、夕食の提供もどうかということですが、夕食までということですが、時間的に保存しておけるようなものでしたらね、持ち帰っていただくとか、あるいは活動の方も活発になってきて、配達もしていいよというようなことになればですよ、そういうこともありえるかなというふうには思います。

それから、退職者に食事の提供をっていうようなこともね、今申し上げたようなことで、できれば将来的なことの中にはありえるかと思えますけれども、一つには自立してやっていただくっていうことも必要だと思いますので、その居場所に来る中で、料理の作り方なんかを皆さんとコミュニケーションする中、あるいは作っていく中で覚えていただくっていうことも一つの方法かというふうに思います。とにかく作るのめんどくさいから安くて食べれるかっていうような形で提供していくということじゃなくて、皆さんに交流していただいて、提供していく場を作っていく、それについては食事の提供も必要な要素になってくるかなというようなことでの食事の提供ということもあります。以上です。

議 長

(榊原淑友 君) 産業課長。

産業課長

(増田多喜男 君) 産業課長です。17・18ページの6款1項3目、農業振興費の中の森町茶業振興協議会補助金5,000千円ですが、その中で出品数であります、全国茶品評会、それから県茶品評会等の出品数等であります、今年度につきましては、それぞれ2点、2品目というふうになっております。ただ、これは出品数何点でもいいわけじゃなくて、遠州中央農協によって何品というふ

うに決まってくる。実績で決まってくるので、そのところをでき得れば10品程度まで増やしたい、目標としてはそれくらいまで増やして出していければというふうな気持ちはあります。

それから、研修施設の指導員であります。指導員については農協のお茶担当の職員が指導に当たるというふうに考えております。

それから、利用については会員に限られるかということですが、茶業振興協議会につきましては、生産部と商工部からなっております。生産部については農協の茶業部会がそのまま参加しております。協働の茶農協、それから個人の自園自製の農家等がですね、参加しております。それから商工部につきましては、森町茶商組合が参加しているということになります。今回のこの緑茶研修施設につきましては、研究部会というふうなものを生産部・商工部の他に作りまして、その中で運営をしていければというふうに考えております。利用者がどうなるかというのは、そこでもう少し考えていくということになるかと思いますが、まずは基本的には会員が利用するということから始めるというふうには考えております。

それから、同じく農地集積協力金の関係ですが、この農地集積協力金といいますのは、森町の将来の担い手農家への農地集積推進事業ということで、人・農地プランというものがあるんですが、それに基づきまして地域の中心となる経営体、農家へ農地を集積する、その集積に協力する農家、いわゆる離農給付金というように言うわけですが、農業を今まで販売農家であった方が、これからは自園だけの、自分で食べるだけの変えて、他の農地等は貸し出すというふうな時に、協力金として補助をする、助成するということがあります。その貸出しをする農地の面積によりまして、0.5ヘクタール以下が300千円、0.5から2ヘクタールまでが500千円、2ヘクタール以上が700千円というふうなことになっておりまして、この金額については、すべて100パーセント国が支出するということがあります。今年度この農地集積協力金事業を使いまして、地域の担い手へ、農地集積に協力する農家が3名おりまして、その3名分1,

議 長
建設課長

300千円を追加で、今回補正で出させてもらうということであり
ます。以上です。

(榊原淑友 君) 建設課長。

(鈴木可浩 君) 建設課長です。予算書の23・24ページ中ほ
どの8款2項3目、道路新設改良費、細目で0001、町単独道路改良
事業、委託料3,500千円ですが、町道向天方中央線の測量設計業務
の委託料であります。

当路線の位置ですが、向天方上地内にあります、向天方公民館の
前を通過して、太田川の堤防道路へ通じてます直線道路であります。
今回の拡幅の計画の起点は、この公民館の前付近で、終点につま
ましては、公民館から約260メートル先の交差点であります。

当路線は向天方地区の幹線道路として機能しておりまして、沿道
には住宅、神社、公民館のほか、農地が広がっております。住民の
生活道路として欠かせない道路であります。道路の幅員が約3.5
メートルということで狭いために、車のすれ違いに支障があり、対
向車が来た場合には、徐行、若しくは停車しなければ安全にすれ違
いのできない状況であります。このため、地元の町内会から安心・
安全な道路として、整備拡幅改良を求める要望書が、道路拡幅に係
る12名の土地所有者の皆さんの工事の施工同意書を添えて、町へ提
出されております。

今年度は、計画されています260メートル区間の路線測量、詳細
設計、露出調査を業務委託しまして、道路の幅員を、現在の3.5メ
ートルから7メートルに拡幅する計画であります。幅員の7メート
ルは、同じ向天方にあります株式会社菜華の手前に、平成23年度に
都市再生整備計画事業により拡幅した道路幅員と同じであります。
そして、計画図面が出来上がり次第、地元説明会を開催しまして、
計画の内容を説明していきたいと考えております。

来年度につきましては、予算の関係もありますが、用地測量と用
地買収をさせていただきまして、できれば工事に入っていきたいと
考えております。

ご質問の事業期間につきましては、今のところ26・27・28と、3箇年をかけてやっていきたいと考えております。

また、この町道の拡幅工事区間には、他に二つの事業計画がありまして、一つは県中遠農林で事業主体となりまして、今年度から29年度までの5箇年計画事業で、この町道沿いにあります用水路の改修をする計画があります。それともう一つは、豊田合成さんがこの町道敷の中に、送水管が布設されています。その送水管の老朽化に伴い、管の布設替えの計画が豊田合成さんの方にあります。したがって、以上の三つの事業計画がスムーズに進行していきますように、関係機関と連携を密に取りながら、事業を進めていきたいと考えております。

また、もう一つのご質問の沢下中川原線のことですけれども、この現地とは少し離れておりまして、また、個人の建物、あるいは工場敷地等がかかって参ります。ということで、今回の計画の中には入っておりませんが、そちらについては補助事業等でやっていくとなるかと考えております。

それと、開通式の件ですが、あれは町の単独、町主催でもってやっていきたいと考えております。以上です。

議 長
学校教育
課 長

(榊原 淑友 君) 学校教育課長。

(大場 満明 君) 学校教育課長です。ページ25・26ページ、10款教育費、2項小学校費の0003、小学校管理運営費の委託料、耐震診断業務委託料541千円はどこの学校かということでございます。これにつきましては、飯田小学校の給食棟の耐震診断の業務委託料でございます。飯田小のランチルームにつきましては、昭和61年ですね、新耐震基準によって東側に増築をしております。しかしながら、当初に作った部分が昭和52年ということで、耐震基準前でございます。そこの部分について、今回IS値を求めるための耐震診断の業務委託を実施したいと考えております。

それから、次の図書購入費、小学校教育振興費の図書購入費ですけれども、藤本氏からの母校の図書館整備という中で、図書を買って

ほしい、どのような図書をとということでございますけども、学校の方に図書の選定を依頼しましたところ、小学校の図書に関しましては、図鑑や辞典など、現在の所191冊の希望がございます。比較的単価が高いものということで、190冊ほどを買っていきたいということです。

それから、併せて中学校の方の図書購入につきましては、こちらの方も学校の方に選定をお願いしておりましたところ、中学校の方では読ませたい選書のリストがありますので、その中から選んでいただきまして、一般図書600冊の今のところ希望がございます。こちらの方も同様に購入にして進めて参りたいと思います。

次に、27・28ページの耐震補強計画作成業務委託料でございますけども、旭が丘中学校の給食棟の耐震診断を今年の6月に実施しましたところ、IS値が0.54でありました。文部科学省では、0.7以上の基準になっておりまして、それ以下でありましたので、耐震補強工事を実施するための補強計画を作成する費用でございます。なお、先ほど質問のありました森中の給食棟、及び技術等のIS値でございますけども、森中の方につきましては0.87、技術室が0.72で基準を上回っておりまして、耐震補強の必要はないということで、入れてございません。以上でございます。

議長
7番議員

(榊原淑友君) 7番、太田康雄君。

(太田康雄君) 13・14ページ、森の居場所づくりですけども、度々で申し訳ないですが、代替施設の規模からして、利用者数というのはどのぐらい考えられているのか。

設置されるのが本町ということではありますが、本町の町内会にはシニアクラブがありまして、森町全体でも最も人数が多い、構成員があるという、活発に活動しているシニアクラブではありますが、ということは、本町ではそういう場所はある程度確保されているというように思うわけですが、そうすると、そういったシニアクラブが解散してしまったような地域から利用される方が、一つの対象になるかと思っておりますけども、車で来られたら保健福祉センターの駐車

場ということでありまして、車で来られる、来ることが可能な方ばかりではないと思いますけれども、今後そのような足というものをどう考えるか。先ほど来、町内各町でこういった施設が必要だという声もありますけれども、とにかく今回はモデルケースということなので、とにかくやってみると、一歩踏み出すという意味合いだと思いますけれども、その辺足の確保ということはどうでしょうか。

かなり早急に場所を選定したという感がありますけれども、その第一条件として、保健福祉課から近いということじゃないかなと、場所を見ながらそう思うわけですが、そういった必要な地域を考えると、もう少し別な所も可能性としてあったんじゃないかなというふうに思いますけれども、これだけの設備投資をするわけですから、まずは今計画している所で進めていくべきだと、そのように思います。

初めてのことで、他の市町から比べれば遅ればせという感はあると思いますが、とにかく一歩踏み出すということで、着実に進めていきたいと思っておりますし、また、今後その経過等も議会の方にも報告をいただきたいと思っておりますので、その点についていかがでしょうか。

それから、森小・森中の図書購入について、それぞれ190冊、600冊という、大変大量な図書を整備できるということで、有り難いことではありますが、入れる側ですね、森小・森中の図書室の書棚といいますか、その辺のところは問題ないでしょうか。図書室ばかりが収納する場所ではないかもしれませんが、その辺の学校教育課としてはどのようにお考えになっているか、そのところをお伺いいたします。

それから、歳入の方で1点、1・2ページ、県支出金、15款2項5目、消防費県補助金、今回75,000千円を県の方から緊急地震・津波対策交付金ということで受け入れて、制度変更ということで当初予算で計上してありました、大規模地震等対策等総合支援事業補助金が減額になっていますが、この24,789千円の減額というのは、どういう金額なのか。当初予算の方で見ますと、災害対策費として県

の補助金は25,111千円ということですが、ここの所の差異についてお知らせいただけたらと。

議 長
保健福祉
課 長

(榊原淑友 君) 保健福祉課長。

(瀧下和俊 君) 保健福祉課長です。利用者の人数の関係ですけれども、様々な使い方がありますので、いろんな場合が出てくるかと思えますけれども、食事の作ることを当面考えますと、10人ぐらいが適当かというようなことをおっしゃってありました。2階もありますのでね、元気な方は2階に上って、例えばですが、将棋をやられるだとか、何かやるといったらそのの所を利用していただければいいもんですから、その分人数は入れるだけに入っていたとしても良いというような形にはなってくるかなと思います。

それから、本町のシニアクラブの方たちが活発だというようなことですが、シニアクラブも毎日ということでもないし、居場所づくりはもうちょっと頻度の高いものでということですのでね、元気な方に来ていただいてというふうに思いますし、それから、そういうちょっと年齢の大きな人ばかりではなくてね、退職して会社人間で、さあ毎日が家にいるけど何やっていいか分からんというような人も中にはあるということだもんですからね、こんな所にぶらっと来ていただいて、やりたいことを見つけていただけたらというふうにも思います。

それから、足ですが、やはり送迎付きという具合にはなりませんのでね、やはり自分で歩いてこられる方はということと、それから、家族の方に送っていただいたり、多少バスを使ったりなんかというようなことをお願いしていきなというふうに思っています。

それから、家があそこをとという選定をしたということですが、これは協力してくださる先ほどのサポーターの人たちの話合いの中で、ここがいいじゃんね、しかも保健福祉センターと近いしというようなことで、だんだんに決まってきたということですし、課の方としても近いもんですから目が届いて、何かと応援していけるといようなところで、とりあえずは最適かなというふうには思ってお

ります。

議 長
学校教育
課 長

(榊原淑友 君) 学校教育課長。

(大場満明 君) 学校教育課長です。ただ今の図書の置き場所についてのご質問でございますけれども、学校の方をお願いをしてありまして、森小学校につきましては、学校の図書室の中にですね、置くということになっております。そして、本棚が足りませんので、本棚をこの備品購入費の中から購入をする予定でございます。それでも足りない部分につきましては、学校図書館の蔵書の中の、もう廃棄してもいいものがあるかどうかよく選定をして、本棚の整理をして、そして入れるということでございます。

それから、森中学校の方につきましては、同様に図書室の方にも置きますが、各クラスにそれぞれ小さな書棚を置きまして、藤本文庫というような形でですね、それぞれ教室にも置くということで、置く場所を確保していくということでございます。以上です。

議 長
防 災 監

(榊原淑友 君) 防災監。

(高木達雄 君) それでは、太田議員のご質問にお答えいたします。2ページの消防費県補助金、減額となっている大規模関係の補助金、△24,789千円の数字の意味ということかと思いますが、そのページ1ページでございますように、25年度は当初で25,211千円を補助金として見込みました。そして、25年度途中から交付金制度に切り替わるということで、県の規定、県との協議によって、補助金として扱われるものが422千円、中身といたしましては年度当初に実施した防災カード分、それから、新規採用職員用の防災服、ヘルメット等の分、これは補助金対応であると。逆に言うとそれ以外の24,789千円については、変更された交付金制度の対応ということになったため、補助金額から減額をかけるという処理をしたものです。以上です。

議 長

(榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

9番、山本俊康君。

9番議員

(山本俊康 君) 歳入の方で1点お聞きをしたいと思います。

資料でいきますと6ページ、ここに雑入で職員の派遣職員人件費負担金4,917千円とあるわけですが、この内容についてご説明をいただきたいということと、歳出の方で22ページ、これも伊藤議員からも質問がありましたが、観光施設整備事業費で、今回スマートインターのできるというふうなことで、その出入口付近に観光案内標識を設置をすると、先ほどの答弁で内容が分かったわけですが、今回その観光案内板については色が茶色のものというふうなお話もございました。

それ以前にですね、新東名の森掛川インターの、こちらの方に来られる方が料金所でお金を払って出口の方に出てくるわけですが、その途中、カーブの所に町で持っていた看板を、案内看板があったわけですが、今あれが除去されて今ないわけですが、今回この茶色というふうな色で今回案内看板を立てるというふうなことです、この関係で何か規制等々があって、今ある新東名の看板については撤去をされて、またあそこの所にもう一度この茶色というふうな規制等々があった中でもう一件やられるのかどうか、以前あったものがなくなったもんですから、どうなっただいなあというふうなことで、1点お聞きをさせていただきます。

議長
総務課長

(榊原淑友 君) 総務課長。

(杉山真人 君) 総務課長です。ページ5・6ページ、総務費雑入の派遣職員人件費負担金でございますが、この負担金につきましてはですね、ただ今職員をですね、大槌町に派遣しております。その職員の給与費、それから、なおかつですね、こちらに報告に来たりする旅費、それから、それ以外にもですね、住居に必要な電化製品等の借り上げ料、これらすべてがですね、大槌町の方から負担金として4,917千円、こちらの方へ頂けると、こういうことでございます。なお、大槌町の方ではですね、これを国の方へ申請して、国から補助金で頂けると、こういうことだと考えております。以上です。

議長

(榊原淑友 君) 産業課長。

産業課長

（ 増田多喜男 君 ） 産業課長です。21・22ページの7款1項3目、観光費の中で、観光案内標識等設置工事の関係であります、これにつきましては先ほどもお答えしたように、スマートインターの開設に伴っての設置であります。今のご質問につきましては、関連ということで、今現在のインターチェンジ、戸綿、睦実に設置されているインターチェンジのところに設置をした看板についてということでもありますけども、その看板につきましては平成24年度事業で、ご質問ありましたように新東名のインターチェンジ出口付近、町有地山林に案内標識を設置いたしました。

この案内標識もですね、茶色看板って先ほどいいましたけども、観光著名地点標識ということで、以前のものも同じものであります。今回スマートインターに設置するものと、前と何ら違いがないわけでもありますけども、ここにつきましては今回撤去をさせてもらいましたが、この撤去して、今度はより効果の高いというか、場所を変えまして、県道の交差点部分、T字路の信号のある所、掛川天竜線の交差点部分に案内看板を設置するというので、変更を考えております。

なぜかということではありますが、これにつきましては袋井土木事務所の方から、茶色看板であっても、県の屋外広告物条例の適用となるというふうなことで指摘を受けまして、その場所、それから中身の関係で好ましくないということで話がありました。それとともにですね、土木事務所の方に協議をして、その占用申請を取って、正面のところの県道敷に設置をするということについては、撤去後に協議に応じてくれるというふうなことで話がありましたので、今撤去しておりますが、今年度中にそちらの方にですね、移したいということで考えております。

屋外広告物条例の適用となるというのは、新東名の高速道路から500メートル以内の地域が、二種特別規制地域ということになって、その地域内500メートル以内には、原則屋外広告物の設置を禁止するというふうになっております。その屋外広告物に当たると、茶色

看板であったとしても屋外広告物に当たるということで指摘を受けたわけです。それにつきましては適用除外ということで県知事との協議の中で、内容によって承認をするということでもありますので、再度そのところで協議をして移替えをしたいということでもあります。看板等はそのまま利用させてもらって、支柱だけはその分若干予算はかかるわけですが、そちらへ移したいと、そんなふうに考えております。以上です。

議長
9番議員

(榎原淑友 君) 9番、山本俊康君。

(山本俊康 君) 歳入の方ですが、雑入、これは大槌町へ一人派遣をしてる、それがこちらの方へ雑入で今お話のあった内容で入ってくるということでございます。この金額っていうのは、当然1年分すべてなのか、そこについて今一度お聞きをさせていただきたいと思います。

それから、歳出の方の今話のあった新東名の森掛川インターの所の観光案内板ですが、屋外広告物等ですね、規制の中にちょうどそうしたものが、うちの方のものが入ってしまったというふうなことで、土木と協議をした中で、今度はもっと分かりやすい場所にしっかり設置をできるというふうなことで、むしろかえってよかったのかなというふうに思いますが、今度設置をされるスマートインターの方の所については、そういう協議がしっかりされた中で、またせっかく付けたが移設を余儀なくされるというようなことがないかどうか、今一度ご確認のために質問させていただきます。

議長
総務課長

(榎原淑友 君) 総務課長。

(杉山真人 君) 総務課長です。この総務費雑入につきましては、1年分積算しまして、予定額ですが、旅費等まだこちらに戻ってくるお金も確定しておりませんが、ほぼこのぐらいであろうという金額で見込んで、今回計上させていただきました。以上です。

議長
産業課長

(榎原淑友 君) 産業課長。

(増田多喜男 君) スマートインターのところの看板であります、今度はそういうことがないようにですね、これも当然のこと

ですが、事前に県屋外広告物条例の適用に沿って対応していきたい、そんなふうに思っております。以上です。

議長 (榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

8 番、亀澤進君。

8 番議員 (亀澤 進 君) 先ほどから何回もありました、森の居場所の関係なんですけど、中身の方、具体的な中身はこれからということで、まずは場所を押さえましょうと、そんな感じがするわけなんですけど、国の考え方として、集落単位でこのような居場所、あることが望ましいのではないかと、そういう話もございまして、例えばですね、今後同じような居場所を作りたいという方が現れた場合、今回森町では行政が主導していく形というふうには思いますけど、全国で既にやっているところでは、民間が主体になって動いてうまくいっているところがたくさんあるわけで、今後森町の中で、自分たちもやりたいと、そのような団体が出た場合に、そこに対してどういう対応をされるのかということをもまず1点聞きたいと思います。

それと、先ほど家賃と後火災保険ですか、こちらの方は町からの補助ということをおっしゃっていましたが、こちらの金額は言ったかどうか分かりませんが、もう一度金額についてお教えいただきたいと思います。以上です。

議長 (榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄 君) 今回いみじくも、亀澤議員が言ったような経過で助成をするようになったんですけれども、この制度、今年度末までだということで、もう来年度以降はありませんよと。また、このボランティアの方々がこういう制度を使って、この場所で一つの自分たちの活動拠点として行いたいということでございまして、このボランティアの方々の主な活動拠点も兼ねながら、居場所づくりをするということならばいいだろうということで、今回お願いをする次第でございます。

したがいまして、以前の方々にもご答弁申し上げたんですけれども、純粋な居場所づくりを各地に作っていくという町としてのつもりは

ございません。ですから、民間の方々が民間の力で、自分たちで独立してやるということについては可能かと思えますけども、基本的にすべての地域にそういうものの動きがあったときに、町が助成をするという予定は、今はございません。以上です。

議 長

(榊原淑友 君) 保健福祉課長。

保健福祉

課 長

(瀧下和俊 君) 保健福祉課長です。家賃の関係ですけども、今団体の方と家主の方と相談している中では、月40千円くらいというようなことで話がなされております。それから、火災保険については、その商品の内容によりますのでね、金額的に幾らというのは、今ここで申し上げるということもできないかなというように思います。普通のところに入っていきかなというふうには思います。

議 長

8 番議員

(榊原淑友 君) 8 番、亀澤進君。

(亀澤 進 君) 居場所も、十数年前からお隣袋井の方でもたすけあい遠州さん、稲葉さんですか、そちらの運営している「もうひとつの家」というのがありますけど、その中身についてはもちろんそちらがすぐ近くですのでね、参考にはなると思いますし、ただ、今のお話の中では、家賃、また傘受けの部分については補助をしていくというふうな形なのかなと思いますので、民間、町長が言いましたように民間が立ち上げたいといったときに、その場所にやはり家賃等が発生した場合に、そこについても同じような対応をしていくのかどうか。この単年度の補助金につきましては、それが打ち切られればもちろんないわけですけど、町がその支援する部分を同じように他でも始めた場合にはしていくのかということ、もう一度お願いします。

議 長

町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) そのような予定は今のところございません。以上です。

議 長

(榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(榊原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第26、議案第81号「平成25年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議長 （ 榊原淑友 君 ）「質疑なし」と認めます。

日程第27、議案第82号「平成25年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議長 （ 榊原淑友 君 ）「質疑なし」と認めます。

日程第28、議案第83号「平成25年度森町水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議長 （ 榊原淑友 君 ）「質疑なし」と認めます。

日程第29、議案第84号「平成25年度森町病院事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員 （ 太田康雄 君 ） 今回の補正予算は、医業費用を増額することとあります。高額な分子標的治療薬の抗がん剤投与に伴う薬品費の支出増加、それから手術材料等の診療材料費の不足額を追加計上ということとありますが、ということは、恐らくこういった患者さんが、当初予想していたよりも多く、また、手術等の件数も多くなっているのではないかというふうに思うわけですが、今回病院事業収益、医業収益の増額は補正がされていませんが、この医業

議長
病院
事務局長

費用の増額に伴って、医業収益の増額ということは見込めるものでしょうか。

(榊原 淑友 君) 病院事務局長。

(一木 進 君) 事務局長の一木です。ただ今の太田議員からの質問にお答えをさせていただきます。

まず薬品費ですね、診療材料費ということで計上させていただきましたですけれども、今年度から分子標的治療薬ということで、抗がん剤投与の治療を開始をしています。その中でですね、治療薬として一番多く使っているのがですね、ベクティビックスという点滴の治療薬になりますけれども、これがですね、24年度は使用料がゼロということで、今年度につきましては4月から9月までの間でですね、71件の使用があったということで、購入単価が約100ミリグラムの小さな瓶ですけれども、1本で70千円というような、そういった高額な金額になります。

そういったことですね、主には抗がん剤治療とですね、あと関節リウマチのですね、先生に来ていただいていますので、そういった代謝性の医薬品をですね、多く使うというような形になったものですから、医薬品とですね、診療材料費が多くなったということでございます。

当然、高額な治療薬、この分子標的治療薬につきましてはですね、製造までに何十年というような経過とですね、何百億円というような、そういった開発費がかかるということで、当然治療薬としては高いわけですが、抗がん剤治療としては最適だということで、今年度からそういった患者さんに利用しているというような形で進めさせていただいております。

先ほどお話がありました、医業収益がそれに反映しないかというようなことでございますけれども、予算の中でですね、医業収益の方をですね、今回の補正を計上させていただくときにですね、医業収益の方を予算の方でのさせていただきますね、実績の予測をさせていただきます。

今のところですね、実績の予測の時にですね、医業収益が2,274,000千円ほどというような形でありましたので、当初予算がですね、24億ということでやってありますので、費用の方はかかりますけれども、当然収益は医薬品を使った分についての収益は上がってくるわけですが、当初ですね、外科の先生がですね、2名で計算をしてあったのが1名で、現在来てしまっているという点とですね、歯科医が2名であったのがですね、非常勤の先生に来ていただいてですね、歯科医の先生にやっていただいているわけですが、非常に前年よりもですね、収益的には押してきているというような、そういった要因があってですね、この治療薬を使うことによる収益は上がりますけれども、医業収益としては伸びないということで、今回はこの予算の中には、収益として計上させていただかなかったという、そういった経過でございます。以上です。

議長 (榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。

日程第30、議案第85号「静岡県市町総合事務組合規約の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。

日程第31、議案第86号「中東遠看護専門学校組合規約の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、小沢一男君。

12番議員 (小沢一男君) これちょっと分からんもんですからお願いしたいですけども、まず、新しい方と正誤表出ているんですけども、今回はっきりと11条の(2)番でですね、以前、旧は病院名が書いて

てないということで、今回の新しい規約は病院名が指定してございます。その中でちょっと私分からないんですけども、袋井市立聖隷袋井市民病院の病床数も10分の4と、この以前の病院というのは、ここに磐田・掛川・袋井・中東遠総合合併して、それと市立御前崎と菊川総合病院と、公立森町病院と、以下5病院、並びに袋井、聖隷袋井病院と、市民病院という、これもこの病院も10分の4と、だけども、今度は予算の属する年度の前3年度の4月1日管内に5病院が看護師として採用したもののうち、東海アクシス専門学校の卒業生数割が10分の2ということ、ちょっとここ分らないんですけども、袋井聖隷市民病院は、看護師がないんですよ、いないんですよ。看護師が自分のところでやるんですけども、この10分の4のうちのは、自分ね、よく袋井の聖隷病院が10分の4、看護師は負担は当然要らないんですけども、病院は負担をよく自分のをまあしますよということ、快く受けて、袋井病院、市民病院が、聖隷病院が、10分の4も出しましょうということに捉えていいのか。

また、3のですね、前項の病床数及び採用者数については、関係市町の協議により定めると、この関係市町の協議というのは、どういう、どのように理解していいか、ちょっと教えていただければ。

議長 (榊原 淑 友 君) 保健福祉課長。

保健福祉課長 (瀧下 和 俊 君) 保健福祉課長です。この11条2項の第2号、要するに(2)の所の病床数、病院が明確化したっていうところのことですが、袋井市立聖隷袋井市民病院っていうのが新しくね、新しい形で指定管理者でもって聖隷病院にやらせて、袋井で病院としてやっていくという形ですので、ここに加えたということで、袋井の人たちが利用するというようなこともありますのでね、他の森町が、森町病院で病床数をカウントしていくというのと同じような扱いになりますので、袋井市立聖隷袋井市民病院についても、病床数のカウントの中に入れていくということです。

病床数割のお金の負担は誰がやるかということ、これは袋井市がやるということになります。第3号の方のこの看護師の関係ですけれ

ども、これは5病院がということですが、これは従来の病院数のことですが、指定管理のこの袋井市立聖隷市民病院は、聖隷の看護師は、聖隷福祉事業団の本部の方で採用するということになりますのでね、必ずしもこのアクシス専門学校の人たちがすんなり入っていくということじゃなくて、聖隷の方がね、採用していくっていう形になりますので、ここのところは除外してるということです。

それから、第3項の方の関係市町の協議により定めるっていうところですけども、こういう規定っていうのは、病院はその前の方で病院名を指定しておりますけれども、カウントする病床数っちゅうのはそれぞれの病院の中で、病棟の具合があると思いますので、カウントするしないっていうのが、きっと細かい事情の中ではあるかと思います。そうしたことで、カウントする時にはこの協議によりっていうか、お互いの申し出っていうのですか、そういう中で実際の病床数の数は決めていくという意味合いで、こういう規定があるかというふうに思っております。以上です。

議 長
町 長

(榊原淑友君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄君) まず、この条例の見方なんですけども、全体の経費を10としたわけです。全体の経費を10というふうにしたときに、その4については人口割でいきましょう。4についてはベッド数割でいきましょう。このベッド数割の4の中身は、御前崎病院であり、菊川病院であり、森町病院であり、袋井市立聖隷病院であり、それから、新しくできた総合医療センターのベッド数ですよと。ですから、袋井市立聖隷病院が4割払うんじゃないくて、4割部分のカウントの中に、袋井の聖隷病院の持っているベッド数も、算定の基礎になりますよと、このように読んでいただければ理解していただけるんじゃないのかなと。

後の2割については、看護師の採用者数割、要するに看護師を採用できるってことは、それだけ受益があるわけですから、この看護師の採用者数割にしてやりましょうと。看護師の採用については、聖隷については今後袋井聖隷病院には今後出てくるかもしれません

けども、現在そこに在籍していない限りは、払う必要がございませんので、看護師についてもその病院が採用した3年間の実績に基づいてカウントしてまいらうと。こういう扱いについては、関係市町首長管理者会が協議をして、この比率については合意できたことについて、契約を改正してまいらうと、こういうことをございます。

議長 (榎原淑友君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

町長 (榎原淑友君) 「質疑なし」と認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

12月19日午前9時30分、本会議を開会し、議案に対する討論・採決及び一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

(午後2時30分 閉会)